

設置の趣旨等を記載した書類

広島大学大学院

スマートソサイエティ実践科学研究所

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	3
1	社会的背景	
2	学術的要請	
3	設置の趣旨及び必要性（本学の特色・強み、なぜ広島大学に、なぜ研究科等連係課程実施基本組織とするのかなど）	
4	養成する人材像及び修了後の進路	
5	ディプロマ・ポリシー	
II	スマートソサイエティ実践科学研究院の特色	10
III	研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称	11
1	研究科等連係課程実施基本組織の名称	
2	授与する学位の種類	
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	13
1	カリキュラムの特色・編成	
2	指導体制	
3	課程の構成、学生定員	
4	学生受入の時期等	
5	カリキュラム・ポリシー	
V	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	18
1	入学から修了までの流れ	
2	修了要件、履修方法及び科目一覧	
3	学位論文審査体制、学位論文等の公表方法	
4	研究の倫理審査体制	
VI	基礎となる学部との関係	22
VII	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	23
1	実施方法・実施場所	
2	本学の規則	
VIII	大学院設置基準第14条による教育方法を実施する場合	24
1	修業年限	
2	履修指導及び研究指導の方法	
3	授業の実施方法	

4	教員の負担の程度	
5	図書館・情報処理施設等の利用方法など	
6	入学者選抜の概要	
7	必要とされる分野である理由	
8	教員組織の整備状況	
IX	入学者選抜の概要	25
1	入学時期	
2	入学者選抜の種類・内容	
3	アドミッション・ポリシー	
X	教員組織の編制の考え方及び特色	27
XI	施設・設備等の整備計画	28
1	校地, 運動場の整備計画	
2	校舎等施設の整備計画	
3	図書	
XII	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	29
XIII	管理運営の考え方	30
1	学長による研究院長の指名	
2	教学面における管理運営の体制	
3	教授会以外に関連する委員会	
XIV	自己点検・評価	32
XV	情報の公表	33
XVI	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	33
1	全学的な取組	
2	本研究院の取組	
3	学生による授業評価	
4	教員の資質の維持向上の方策	

I 設置の趣旨及び必要性

1 社会的背景

世界開発目標の国際合意であるSDGsの達成に向けて、我が国は「Society 5.0」の実現を提唱し、世界に先駆けてその社会的効果を実証するために必要なデータサイエンスや人工知能、ロボット工学などの分野の人材養成に取り組んでいる。「特に、人工知能（AI）などの技術革新が進んでいく中においては、新しい技術を使っていく側として、読解力や数学的思考力を含む基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、技術革新と価値創造の源となる飛躍知の発見・創造など新たな社会を牽引する能力が求められる。」（出典：2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申））また、我が国は欧米と並び主要な対外援助国として国際社会に貢献してきており、今後の国際開発、SDGs達成に対しても引き続き大きな役割が期待される。しかし、我が国の当該分野を先導する人材養成システム、特に国際機関における多国間援助の場で必須となる修士号以上の学位プログラムの国際通用性と独自性にみる国際競争力は、欧米の後塵を拝していると言わざるを得ない。

外務省の国際機関人事センターによれば、2019年12月末時点で912名の日本人（過去最多）が専門職職員として国連関係機関で働いており、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000名とする目標を掲げている（出典：令和3年版外交青書）。職員数は増加傾向にあるものの、他のG7各国の職員数は1,000名台から3,000名台にあることを踏まえると、日本は決して十分な貢献をしているとはいえず、政府は日本の存在感低下に危機感を強めている。第198回国会における河野外務大臣の外交演説では、「国連を始めとする国際機関で活躍する日本人を増やすことも急務です。国際機関に対して、日本人の職員、幹部の数の増加を日本の拠出金とリンクさせることを明言していますが、そもそも応募者の絶対数が足りません。」との発言もあり、我が国の強みであるデータサイエンス、人工知能、ロボット工学といったデジタル社会基盤の上に、経済発展とその発展に伴う社会的課題であるモビリティ、エネルギー、食糧、健康、環境、持続可能な産業に関わる政策科学などの高度な専門性を持つ国際機関職員の養成ニーズが高まっている。

本構想は、本学大学院国際協力研究科（IDEC: International Development and Cooperation）が1994年から25年以上にわたって培ってきた国際協力・国際開発に関する教育研究の資産とブランドを最大の強みとして、これらを継承しつつ、Society5.0を国際展開し、「スマートソサイエティ実践科学」の実現を担うグローバル人材を養成することを目指す。

ここで「スマートソサイエティ」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を言う。「スマートソサイエティ実践科学」とは、地球全体から地域コミュニティに至るまでの多様な人類社会において、歴史や文化の異なる社会的課題に柔軟に対応する制度の構築や技術を開発し、これらを実装することでスマートソサイエティの実現を目指す学問分野をいう。

2 学術的要請

SDGsや平和な国際社会実現の達成手段であるスマートソサイエティ実践科学は、イノ

バージョン概念を先導的に取り込んだ学術研究分野である。本構想では、国際協力研究科（IDEC）の実績とレガシーを踏まえつつ、これまでの領域や分野で区別された学問ではなく、先端的学問分野を融合した新しいトランスディシプリナリーな研究分野であるスマートソサイエティ実践科学を構築し、先進国の経済発展により生じた社会的課題を解決するとともに、持続可能な経済発展モデルであるSociety 5.0を発展途上国において展開する。この新たな融合研究を基盤として学際融合から社会実装までのプロセスを明確にしたスマートソサイエティ実践科学のコンセプトは、令和2年6月に改正された科学技術・イノベーション基本法が目指すものに完全に一致する。

また、Society 5.0の実現に向けては、「我が国がその存在感を発揮していくためには、我が国の強みを生かしつつ、融合領域を含む新領域を形成していくことが不可欠であるという指摘を踏まえると、新領域を創出できるような人材養成の目標を『先取り』して設定していくことが期待されているとともに、大学院においては、強み・特色を有する学問分野の継承も十分に考慮する必要がある」（出典：2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿）とする要請にもスマートソサイエティ実践科学は一致する。

後述する研究領域を用いて具体例を挙げると、超広角カメラ技術を活用した農地の自動モニタリングによる健康食料の効率的生産（Cyber-Physical System × Smart Agriculture）、ロボット制御技術を使った被災者のリハビリテーションの精神的・身体的・社会的機能回復のための政策評価（Global Health and Medical Science × Social Innovation Science）、サイバー空間とフィジカル空間を統合させたMaaS（Mobility as a Service：サービスとしての移動）の普及がエネルギー効率に及ぼす社会的効果の因果推論（Smart Mobility × Smart Energy）など、これらのSociety 5.0を実現する多様な施策をスマートソサイエティ実践科学によって、国際社会で実行することを可能にする。



図1 スマートソサイエティ実践科学研究院の概要

3 設置の趣旨及び必要性（本学の特色・強み、なぜ広島大学に、なぜ研究科等連係課程実施基本組織とするのかなど）

本学は、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を策定し、新しい平和科学の理念『持続可能な発展を導く科学』の創生に挑む姿を国内外に向けて発信し、知の創造を志

す学生及び研究者を世界中から受け入れ、平和を希求し、チャレンジする精神を有する人財を各界、そして国際社会に輩出し、多様性を育む自由で平和な国際社会を築く役割を果たすことをミッションとしている。

本学は、我が国の科学技術・イノベーションに関する学術研究と実践をグローバルに先導する人材養成の役割を果たすため、2019～2020年度に異分野統合を目指して大規模な大学院再編を行った。この大学院再編では、研究科を大括り化して専門分野間の垣根を低くし、他分野との連携・融合を進めてきた。2019年4月には、生命系の5研究科を再編し「統合生命科学研究科」及び「医系科学研究科」を設置した。2020年4月には、幅広く深い教養とともに、理学、工学又は情報科学及びこれらに関連する研究領域において、高度な専門性を核としながら、多分野との融合的理解力を身に付け、社会の課題解決に取り組むことのできる人材を養成する「先進理工系科学研究科」を、人間と社会のための諸科学の追求と、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すという2つのミッションを有し、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を養成する「人間社会科学研究科」をそれぞれ設置した。

上述のとおり、再編した4研究科それぞれの中で分野の融合は進んでいる。しかしながら、Society 5.0を実現するために学術研究と実践をグローバルに先導する人材を養成するためには、4研究科の専門分野をも超える革新的な枠組が必要不可欠である。そこで、4研究科をさらに連携させた教育課程を新たに構築し、先端の学問分野の融合による新しいスマートソサイエティ実践科学を創出し、国際社会へ還元するための「スマートソサイエティ実践科学研究院」を新設する。

この研究院は、既存の（比較的小規模な）専門分野の融合を超え、社会の要請の変化に対応するスマートソサイエティ実践科学を実践できる柔軟な教育課程を提供することで、Society 5.0に関心を持つ意欲ある学生を世界中から集め、その国際展開を先導する人材を養成する世界に例を見ない取組である。

4 養成する人材像及び修了後の進路

(1) 養成する人材像

本研究院では、既存の学問分野（discipline）をSociety 5.0の概念に沿って系統的で戦略的に融合させたスマートソサイエティ実践科学を創出し、教育課程で学修した実践知と融合知を駆使して国際社会が直面する多様な社会的課題を解決する実践リーダーと、スマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する革新的研究者を養成する。なお、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムの相関関係については、付属資料1「養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧」を参照のこと。

【博士課程前期】

博士課程前期では、Society 5.0の国際展開を実現するために、後述する主要な6つの研究領域において、他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら、経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題を幅広い視野で認識できる基礎力を有し、かつ、それを解決できる専門力を併せ持つ「実践リーダー」となる人材を養成す

る。

そのため、内外の大学等においてSociety 5.0に関連する基礎知識と素養を学んだ学士号取得者を広く受け入れ、6つの能力（「5 ディプロマ・ポリシー」で後述）を総合的に身に付けさせる。修了後の進路は、研究機関での研究者を目指す博士課程後期への進学に加えて、国際機関や各国の政府機関、NGO、シンクタンク、総合商社、モビリティ・エネルギー・食糧・医療に関連する企業等を想定している。

【博士課程後期】

博士課程後期では、Society 5.0の国際展開を実現するために、後述する主要な6つの研究領域において、他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら、経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題に対する具体的かつ実践的な解決策を打ち出すことができる基礎力とともに、高い学識に裏付けられた実践力・専門力を有する「実践リーダー」や、異分野の研究者等と協働で先端的学問分野の融合による新しいスマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する「革新的研究者」といった、新しいタイプの博士人材を養成する。

Society 5.0の国際展開を担うグローバルな博士人材には、社会の要請の変化に対応してあらゆる分野をも融合するスマートソサイエティ実践科学を实践し、その国際展開を先導する高度な能力が問われる。博士課程後期では、内外の大学等においてSociety 5.0に関連する分野の専門基礎知識を学んだ修士号取得者を広く呼び込み、6つの能力（「5 ディプロマ・ポリシー」で後述）を総合的に身に付けさせる。修了後の進路は、スマートソサイエティ実践科学を創出する研究者及び起業家を中心に、国際機関や各国の政府機関の専門家、NGO、シンクタンク、総合商社、民間企業等でマネジメント能力を発揮できる職を想定している。

（2） 養成する人材像の例及び修了後に活躍が期待される分野

本研究院は、Society 5.0の国際展開を目指すため、従前の学問分野（discipline）を融合するトランスディシプリナリーな実践科学を創出する。そのため、具体的な養成する人材像や修了後に活躍が期待される分野は極めて幅広い。よって、ここではSociety 5.0が対象とする主要な6つの研究領域に軸足を置いた学生を例に、養成する人材像を示す。

【博士課程前期】

① Cyber Physical Systemに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

センシング・ネットワーク技術、AI分析技術、制御・ロボティクス技術に係る専門知識を身に付け、Society 5.0が目指すスマート社会の基盤となるサイバーフィジカルシステム技術を様々な場面で社会実装する能力を持つエンジニア。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

DX分野行政職員、ITコンサルタント、国際的IT企業など

② Smart Mobilityに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル社会基盤と交通インフラを同時に計画・設計し、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）や合意形成などの社会科学手法に基づいて既存のモビリティサービスを高度化するエンジニア。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

都市計画分野の行政職員、交通計画分野の開発コンサルタントなど

③ Smart Energyに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル社会基盤と最適なエネルギー利用システムを同時に計画・設計し、EBPMや合意形成などの社会科学手法に基づいて既存のエネルギーシステムを高度化するエンジニア。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

エネルギー政策関連分野の行政職員、カーボンニュートラルを実現するエネルギー計画構築分野の開発コンサルタントなど

④ Smart Agricultureに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

生物学、環境学、食品学に関して、情報・AI技術による評価・分析を行い、そこに機械工学、ロボット技術を導入することで食資源の新技术体系を構築できる農学・食品分野の高度専門技術者。さらに、社会・経済学的な観点から食資源を垂直統合的に理解し、世界における持続的な食料生産という課題を解決できるSociety 5.0に貢献する人材。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

農業協同組合などの技術コンサルタント、農業分野の行政及び技術系職員、食料分野の民間企業など

⑤ Global Health and Medical Scienceに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

SDGsの掲げる「すべての人に健康と福祉を」を目指し、グローバルな視点で公衆衛生や医療政策の在り方、保健政策やリハビリテーションの取組、口腔の健康科学について現状の問題点を包含して身に付け、世界保健機関（WHO）をはじめ国際社会で活躍できる人材。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

各国での医療分野行政職員、WHO職員、海外青年協力隊など

⑥ Social Innovation Scienceに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル情報分析を積極的に用いた定量的な意思決定の科学に精通し、EBPMによる客観的な社会的に望ましい政策形成などの社会科学手法に基

づいた新しい政策立案・分析・評価を各分野で独立して実行できる人材。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

実証社会科学分野の研究者，政策立案・評価に携わる行政職員，データ分析アナリスト，開発コンサルタントなど

【博士課程後期】

① Cyber Physical Systemに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

Society 5.0が目指すスマート社会の実現に向けた様々な課題を分野横断する多角的な視点により解決し，交通・エネルギー・農業・公衆衛生等での具体的な課題に対応した，社会の要請に応じた多様なサイバーフィジカルシステムの高度化及び社会実装を実現できる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

AI・情報・ロボット分野の国立研究所研究員，国際機関のDXコンサルタント，IT企業の研究開発職，データサイエンス・IT・制御部門の大学教員など

② Smart Mobilityに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル社会基盤，自動運転やMaaSなどの交通計画を革新するための社会科学手法を取り入れ，次世代のモビリティサービスを社会実装できる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

交通計画分野の国立研究所研究員，国際機関の社会基盤開発専門家，モビリティサービス計画部門の大学教員など

③ Smart Energyに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

カーボンニュートラルを実現するために，再生可能エネルギー導入や蓄エネルギーシステムなど，エネルギー利用システム導入計画を革新するために社会科学手法を取り入れ，次世代のエネルギーシステムを社会実装できる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

エネルギー政策分野の国立研究所研究員，国際機関のエネルギー政策専門家，エネルギーシステム計画部門の大学教員など

④ Smart Agricultureに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル社会基盤，開発経済学や環境学などの食料生産に関連する社会科学及び自然科学分野も理解した次世代の農業，食料生産技術開発とその社会実装ができる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

農業系の国立研究所研究員，食料に関する国際機関，農業系の大学教員など

⑤ Global Health and Medical Scienceに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などの医療保健を革新するデジタル技術及び社会科学手法を踏まえつつ、Society 5.0における医療保健に係る国内・国際の潮流構築に貢献できる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

医療保健分野の国立研究所研究員，国際機関専門家，大学教員など

⑥ Social Innovation Scienceに軸足を置く学生

＜養成する人材像の例＞

AIや機械学習などのデジタル情報分析技術を駆使した意思決定の科学に精通し，定量的な政策評価と厳密な理論に基づいた次世代の政策立案，その社会実装を独立して実行できる博士。

＜修了後に活躍が期待される分野＞

開発分野の各種研究所・機関研究員，国内・国際機関の職員・政策インパクト評価専門家，開発コンサルタント，実証開発学分野の大学教員など

5 ディプロマ・ポリシー

【博士課程前期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院博士課程前期の学位授与の方針は，広島大学大学院博士課程前期の学位授与の方針を踏まえ，次のように定める。

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では，Society 5.0の国際展開を実現するために，主要な6つの研究領域において，他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら，経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題を幅広い視野で認識できる基礎力を有し，かつ，それを解決できる専門力を併せ持つ「実践リーダー」を養成する。

そのため，本研究院では，以下の能力を身に付け，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した学生に，「修士（学術）」の学位を授与する。

- ① 先端的なAI技術，デジタル社会基盤について幅広い知識を持ち，技術や政策の開発や社会実装を提案できる専門知識
- ② データサイエンスの技法を基盤とし，積極的平和につながるスマートソサイエティ実践科学を着想できる世界観
- ③ 世界共通目標を常に意識し，技術開発や政策実践に対する多様性を尊重する態度
- ④ 政策実践や技術開発の影響をエビデンスに基づき分析する責任感
- ⑤ 社会参画を通じて，現場（オンサイト）で生じている課題を発見し，解決策を実践する行動力
- ⑥ 多様な利害関係者とコミュニケーションをとり，相互理解を図るスキル

【博士課程後期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院博士課程後期の学位授与の方針は，広島

大学大学院博士課程後期の学位授与の方針を踏まえ、次のように定める。

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では、Society 5.0の国際展開を実現するために、主要な6つの研究領域において、他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら、経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題に対する具体的かつ実践的な解決策を打ち出すことができる基礎力とともに、高い学識に裏付けられた実践力・専門力を有する「実践リーダー」や、異分野の研究者等と協働で先端の学問分野の融合による新しいスマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する「革新的研究者」を養成する。

そのため、本研究院では、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した学生に、研究領域に応じて「博士（学術）、博士（工学）、博士（情報科学）、博士（農学）、博士（保健学）、博士（医科学）、博士（経済学）」のいずれかの学位を授与する。

- ① 先端的なAI技術、デジタル社会基盤の知識を発展させ、多面的な制約条件のもとに技術や政策の開発から社会実装までの一連のプロセスを提案し、実践につなげることのできる専門知識
- ② データサイエンスの技法を基盤とし、積極的平和につながるスマートソサイエティ実践科学を創出し、実行できる世界観
- ③ 開発した技術や実践政策の将来の世代へとつなぐ持続可能性を常に意識し、多様性を活かす態度
- ④ 政策実践や技術開発の影響をエビデンスに基づき分析し、事業継続計画に反映する責任感
- ⑤ 社会参画を通じて、現場（オンサイト）で生じている課題を発見し、時間－空間の再編成の視点でグローバルな解決策を実践する行動力
- ⑥ 多様な利害関係者を特定し、あらゆる手段でコミュニケーションをとり、合意形成を図るスキル

II スマートソサイエティ実践科学研究院の特色

本学は、2019年度から2020年度にかけて大学院を統合し、11研究科から4研究科に再編した。大学院再編では、従来の研究科を全面的に再編、大括り化して専門分野間の垣根を低くし、他分野との連携・融合を進めてきた。しかしながら、Society 5.0の国際展開にはこれら4研究科を更に超える枠組が必要不可欠である。

そこで本構想は、既存の（比較的小規模な）専門分野の融合を超え、社会の要請の変化に対応するスマートソサイエティ実践科学を実践できる柔軟な教育課程を提供することで、Society 5.0に関心を持つ意欲ある学生を世界中から集め、その国際展開を先導する人材を養成する学位プログラムとすることを特色とする。



図2.4 研究科との関係図

すでに述べたように、本研究院において行われる研究指導の内容は、Society 5.0の主要研究分野である「Cyber Physical System」「Smart Mobility」「Smart Energy」「Smart Agriculture」「Global Health and Medical Science」「Social Innovation Science」の6つの研究領域に大別されるが、研究領域ごとに学生を指導するのではなく、研究領域の異なる複数の教員が連携して指導する。博士課程前期では、Society 5.0の国際展開に必要な基礎から応用までの科目群を学修したことを認定するために、1種類の学位を授与する。一方、博士課程後期では、Society 5.0の国際展開に向けた実践的な教育研究の下、学位論文の内容、研究業績及び履修内容に応じて7種類の学位の中からふさわしいものを授与する。

本研究院に専任教員として参画する教員の大半は4研究科の博士課程後期も担当しており、統合的専門科学の研究指導を行っている。本研究院では、異なる先端的学問分野を融合した新しいスマートソサイエティ実践科学を創出する。これにより教員の研究課題が飛躍的に広がるとともに、世界中でSociety 5.0を推進する人材を国際社会へと輩出し、本学のビジョンに掲げる「持続可能な発展を導く科学」の実践につなげる。

なお、博士課程教育リーディングプログラムの経験を踏まえ、特に4研究科と本研究院を兼担する教員に過度な負担が掛かることがなく、教育の質を保証するよう、本研究院の学生と4研究科の学生が共に研究指導を受けられるような体制をつくる。研究領域によっては、企業で働く社会人や母国のリーダーとなる外国人留学生が多数進学してくることが期待される。そのニーズに応えるために、本学の2学期4ターム制に合わせたモジュール制を導入し、学生の入学時期（4月又は10月）、基礎学力、進路に応じて、学生自らがモジュールの科目の履修方法を主体的に設計する仕組みとする。

III 研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称

1 研究科等連係課程実施基本組織の名称

広島大学大学院 スマートソサイエティ実践科学研究院
(Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society)

我が国には、学部及び研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（大学院設置基準第30条の2）に基づく学位プログラムはこれまで8件の先行事例がある。「連係課程実施基本組織」については、必ずしも統一した名称が社会に定着しているわけではなく、「学環」や「学府」など各々の大学で認知されている教育研究組織名称を使用しているケースが多い。

本学は、平和を希求する精神、新たな知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とすることを「広島大学憲章」として宣言している。「持続可能な発展を導く科学」を新しい平和科学として位置付け、本学で行われるあらゆる学問分野における教育研究活動の共通理念となっている。

このような状況を踏まえ、本研究院では、Society 5.0の国際展開を担う人材を全学の連係によって養成し、持続可能なスマートソサイエティを実現する。そのために、本学がこれまで積み上げてきた先端的学問分野の融合による新しいスマートソサイエティ実

実践科学を創出し、国際社会へ還元するため、「スマートソサイエティ実践科学研究院（Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society）」を設置する。なお、本学では、研究科相当の組織であることを示すと同時に、教員の配属組織から独立した分野横断的な教育課程を実施することからも、4研究科とは異なる教育研究組織名称である「研究院」とする。また、本研究院の英語名称については、本学の英語圏の教員より違和感のないことを確認しており、国際通用性は担保されている。本研究院の情報発信に際しては、「大学院スマートソサイエティ実践科学研究院」と明記し、研究科相当の組織名称であることを、学生や社会に対して誤解を与えないよう徹底することとする。

2 授与する学位の種類

【博士課程前期】

本学では、4研究科において文理融合・異分野融合を志向した研究に対する学位として、「修士（学術）」の学位を授与している。

本研究院の博士課程前期においても、Society 5.0の国際展開に資するという目的に照らして、特定の狭い分野に留まるのではなく、幅広く異分野との連携を図り、実践知と融合知を駆使して国際社会が直面する多様な社会的課題を解決する実践リーダーのためのコースワークと研究を行った成果に対して修士の学位を授与することとしているため、学生の学問的背景や主要な研究領域に依らず、共通して「修士（学術）、Master of Philosophy」の学位を授与する。

学位記については、4研究科の博士課程前期で発行している様式と同様に学長名で授与する。それとは別に学修した「研究領域」を証明するための学修証明書を付属資料2「プログラム修了証明書イメージ」にあるような様式で準備し、学位記とともに授与する。

修士（学術） Master of Philosophy

【博士課程後期】

Society 5.0の国際展開にあたっては、単一の専門分野に加えて関連する異分野の先端技術やスキルを総合的に活用して、スマートソサイエティのための制度設計や技術開発、社会実装などの実践活動に自ら従事するとともに、博士人材として多様な文化や歴史、社会背景においてチームとして力を発揮する組織や人材を養成することが求められる。特に、後者のアカデミックキャリアにおいては、特定の専門分野において卓越した専門性を有することを裏付けるために、Doctor of Philosophy in Engineeringのように、広く周知された学問分野（discipline）を表記することが求められることが少なくない。

そこで、本研究院の博士課程後期においては、Society 5.0の国際展開において障害となる多様な社会的課題に対して具体的なかつ実践的な解決策を打ち出すことができる基礎力とともに、高い学識に裏付けられた実践力・専門力を有する実践リーダーや、異分野の研究者等と協働でスマートソサイエティ実践科学という新しい融合研究分野を創出し、普及・牽引する革新的研究者を養成する。そのために必要な融合知と実践知、研究力を有することを保証するために、トランスディシプリナリー型の「博士（学術）、Doctor of Philosophy」の学位授与を基本としつつ、本学の4研究科で授与している7種類のdiscipline型の学位の授

与を可能とする。具体的には、概ね3セメスターから5セメスターの間に実施する博士論文候補者試験、6セメスターの前半に実施する博士論文予備審査会を経て、当該学生の学位論文の内容、研究業績及び履修内容に応じて、博士（学術）、博士（工学）、博士（情報科学）、博士（農学）、博士（保健学）、博士（医科学）、博士（経済学）の学位の中からふさわしいものを教授会で決定し、授与する。

学位記については、4研究科の博士課程後期で発行している様式と同様に学長名で授与する。

博士（学術）	Doctor of Philosophy
博士（工学）	Doctor of Philosophy in Engineering
博士（情報科学）	Doctor of Philosophy in Informatics and Data Science
博士（農学）	Doctor of Philosophy in Agriculture
博士（保健学）	Doctor of Philosophy in Health Science
博士（医科学）	Doctor of Philosophy in Medical Science
博士（経済学）	Doctor of Philosophy in Economics

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

1 カリキュラムの特色・編成

本研究院の教育課程では、博士課程前期及び博士課程後期に国際公用語である英語で完結するモジュール制を導入する。モジュール制とは、セメスターごとに履修モデルを作成し、モジュールを組み合わせることによって学位プログラムを構築する仕組みである。共通的モジュールと専門的モジュールに分けることで、それぞれの強みや専門性を持った学生が4月又は10月の入学時期に依らず、効率的に共同で学ぶことを可能としている。なお、授業科目の大半は4研究科ですでに開講されているものであり、本研究院に授業科目を提供する教員の負担は現状から大きく変わらない。

本研究院において行われる教育研究の柱は、Society 5.0の主要研究分野である「Cyber Physical System」「Smart Mobility」「Smart Energy」「Smart Agriculture」「Global Health and Medical Science」「Social Innovation Science」の6つの研究領域であり、これらを連携・融合させ「スマートソサイエティの実現を担うグローバル人材」を養成する。なお、「Cyber Physical System」及び「Social Innovation Science」についてはSociety 5.0の実現と国際展開に必要な横断的研究領域として、他の4研究領域については日本の科学技術力を高度に発展させる垂直的研究領域として位置付け、本研究院の教育課程において両者を織り合わせることでスマートソサイエティ実践科学を身に付けさせる。

① Cyber Physical System

実世界からデータ取得・収集するセンシング・ネットワーク技術、データから予測や知見を導き出すAI分析技術、これらを人間が生活する実世界に反映させる制御・ロボティクス技術に係る専門知識を身に付けるとともに、社会の要請に応じた多様なサイバーフィジカルシステムの高度化及び社会実装について研究する領域。

本領域では、サイバー空間とフィジカル空間が緊密に連携するスマート社会の実

現に向けて、スマート農業のためのAIフィールド画像解析、条件不利地域での交通インフラモニタリング、環境アセスメントに向けたサンプリングロボット、遠隔リハビリのための人間拡張インタフェースなど、他の研究領域と連携した実践科学に係る研究テーマを取り扱う。

② Smart Mobility

自動車や公共交通機関から歩行者に至るまで、移動体から発信・収集される各種時空間リアルタイム情報、走行挙動や渋滞、CO2排出、事故、災害などの過去の履歴データを組み合わせたAIビッグデータを解析し、地域の経済発展と生活の質の向上を目指し社会的に最適な解を導くモビリティの制御や計画について研究する領域。

本領域では、他の研究領域と融合し、地域医療と連携したMaaSのシステム開発、バイオ燃料を活用した持続可能な交通手段の運用、交通流シミュレーションに基づく政策決定コンセンサス手法の開発など、実践科学に係る研究テーマを取り扱う。

③ Smart Energy

エネルギー利用においてカーボンニュートラルを実現するために、エネルギー利用システムの高効率化、変動するエネルギーの変換及び貯蔵、バイオマスエネルギーの有効利用、さらには、エネルギー問題と環境問題を社会科学的視点で理解することで、地域の経済発展と生活の質の向上を目指し、社会的に最適な解を導くエネルギーの制御や計画について研究する領域。

本領域では、他の研究領域と融合し、EVによるMaaSシステムと連携したエネルギー変動吸収システムの開発、ソーラーシェアリングと連携した窒素肥料の地産地消システム、環境負荷の小さなエネルギー利用シミュレーションに基づく政策決定コンセンサス手法の開発など、実践科学に係る研究テーマを取り扱う。

④ Smart Agriculture

情報・AI技術によるセンシングやアナリティクスを取り入れた生物学と環境学をコアとして、そこに機械工学、ロボット技術を導入する食資源の新技术体系を構築する研究領域。具体的には、農業生産における家畜や作物の状態をリアルタイムで把握し、その情報をもとに家畜や作物の生産を高める技術開発を行う。さらに、水産分野においては、養殖だけでなく資源管理のためのモニタリングとシミュレーションを行い、海洋資源の持続的な利用を可能とする研究を実施する。食品分野においては、安全な食品生産と健康を向上させる機能を有する食品を開発する。

これらに農業分野における社会・経済学的な視点を加えることで、食資源を垂直統合的に理解し、世界における持続的な食料生産という課題解決に寄与する研究テーマを取り扱う。

⑤ Global Health and Medical Science

他の研究領域との連携を通じて、Society 5.0に適合し、SDGsに掲げる「すべての人に健康と福祉を」に根差した国際医療保健について研究する領域。

本領域では、グローバルな視点を持ちつつ地域の課題に先端科学技術の動向も踏まえて取り組み、諸外国の新たな医療や保健政策、ICTを活用した遠隔医療や遠隔リハビリテーション、工学的手法を用いたロボットリハビリテーションやロボット介護など、スマート社会の実現に寄与する研究テーマを取り扱う。

⑥ Social Innovation Science

AIや機械学習などのデジタル情報分析技術を駆使し、即時かつ定量的な意思決定科学に関する専門知識を身に付けるとともに、社会の革新を確実なものにするための「EBPMに裏付けられた」新しい政策立案・展開・実施・分析・評価と、そのガバナンスの実装について研究する領域。

本領域では、他の研究領域と融合し、人々のエネルギー選択・消費行動、食資源管理行動、健康維持・増進行動について変容を起こすことで、確実に社会革新を導く実践科学に係る研究テーマを取り扱う。

博士課程前期では、2年間の標準修業年限を4つのモジュール（基礎モジュール、専門モジュール、実践モジュール、修士論文モジュール）に区分し、第1の基礎モジュールと第3の実践モジュールで本研究院の学生全員が基盤となる共通能力を身に付け、第2の専門モジュールと第4の修士論文モジュールで各々の専門性を高める。

博士課程後期では、3年間の標準修業年限を3つのモジュール（実践知の開発モジュール、実践知の応用モジュール、博士論文モジュール）に区分し、本研究院の学生全員が第1の実践知の開発モジュール、第2の実践知の応用モジュール、第3の博士論文モジュールの段階を踏んで各々の専門性を更に深化させる。

なお、上述の各モジュールに加えて、博士課程前期及び博士課程後期ともに、幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成し、研究科や専門領域を超えた広い視野と社会への関心や問題意識を涵養するため、大学院共通科目を開設する。

養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムの相関関係については、付属資料1「養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧」を参照のこと。

【博士課程前期】

① Society 5.0の国際展開のデザインに必要となる情報学のスキル、論理的思考力に加えて世界観・態度を身に付ける「基礎モジュール科目」、② 各コースに関連する専門知識を身に付ける「専門モジュール科目」、③ Society 5.0の国際展開の実践に必要な実務体験により、必要なコミュニケーション力や実行力を身に付ける「実践モジュール科目」、④ 専門力を応用して学術論文を完成させるために必要となる応用的専門知識とスキルを身に付ける「修士論文モジュール科目」で構成する。

なお、基礎モジュール科目は選択必修6単位以上とするが、このうち横断的研究領域であるCyber Physical Systemの関連科目「Geographic Information System Technology」、
「Practical Machine Learning」又は「Artificial and Natural Intelligence」のいずれかから2単位以上、Social Innovation Scienceの関連科目「Arts & Science for Evidence-Based

Decision Making」, 「Data Analytics for Sustainable Development」又は「Academic Writing I」のいずれかから2単位以上の修得を課す。

年次	1年次				2年次			
セメスター	前期 1セメスター		後期 2セメスター		前期 3セメスター		後期 4セメスター	
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム
科目 区分	大学院共通科目 2単位以上		専門モジュール科目 10単位以上		実践モジュール科目 4単位以上		修士論文モジュール 科目 4単位	
	基礎モジュール科目 6単位以上							
	指導教員指定科目（基礎/専門/実践の各モジュールから）							

【博士課程後期】

① Society 5.0の国際展開に必要となる社会学的な知識, それを実行するためのコミュニケーション力やプレゼンテーションスキル, さらには専門分野の高度な知識を身に付ける「実践知の開発モジュール科目」, ② Society 5.0の国際展開の実践に必要な実務を体験し, そこから問題を解決する技術開発を実施する能力を身に付ける「実践知の応用モジュール科目」, ③ 専門力を応用して学術論文を完成させるために必要となる応用的専門知識とスキルを身に付ける「博士論文モジュール科目」で構成する。

年次	1年次				2年次				3年次			
セメスター	前期 1セメスター		後期 2セメスター		前期 3セメスター		後期 4セメスター		前期 5セメスター		後期 6セメスター	
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム
科目 区分	大学院共通科目 2単位以上				実践知の応用モジュール科目 2単位以上				博士論文モジュール科目 12単位			
	実践知の開発モジュール科目 1単位以上											

2 指導体制

本研究院の専任である主任指導教員に加えて, 2名以上の副指導教員（主任指導教員とは研究領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）で編成し, 学際的教育研究を実現する指導体制とする。なお, 指導体制については, 教授会において確認することにより, 質を担保する。

3 課程の構成, 学生定員

本研究院には, 共通の人材養成を目指した学位プログラムを博士課程前期及び博士課程後期にそれぞれ一つずつ設置する。学生の研究テーマに従い, 軸足を置く研究領域を大きくりに類別しはするが, 学生はその研究領域が提供する授業科目のみを履修するわけではない。つまり, 6つの研究領域を横断する教育を行うため, 研究領域ごとにコース制のような定員は定めない。ニーズ調査による学生確保の見通しに基づき, スマートソサイエティ実践科学研究院の博士課程前期及び博士課程後期の入学定員をそれぞれ36名及び17名, 収容定員をそれぞれ72名及び51名とする。なお, 入学時期（4月又は10月）による定員は設定しない。

【博士課程前期】

入学定員36名，収容定員72名

【博士課程後期】

入学定員17名，収容定員51名

なお，本研究院の入学定員及び収容定員は，以下のとおり連係協力研究科等の入学定員及び収容定員を活用する。

連係協力研究科等	入学定員		収容定員	
	博士課程 前期	博士課程 後期	博士課程 前期	博士課程 後期
人間社会科学研究科人文 社会科学専攻	15	3	30	9
先進理工系科学研究科先 進理工系科学専攻	13	7	26	21
統合生命科学研究科統合 生命科学専攻	6	6	12	18
医系科学研究科総合健康 科学専攻	2	1	4	3
合 計	36	17	72	51

4 学生受入の時期等

本研究院では，大学の学部から直接進学してくる学生だけでなく，社会人学生や海外からの外国人留学生など多様な人材の入学を想定している。こうした多様な学生のために，通常の4月入学・3月修了に加え，10月入学・9月修了を実施する。4研究科でも，すでに10月入学・9月修了は実施している。

教育課程において，2年間又は3年間を通じて履修する授業科目は個別に対応可能な研究指導科目のみであるため，入学時期に関係なく指導を受けられる体制となっている。その他の授業科目については，選択の幅を広く持たせているため，入学時期の如何を問わず，学生が不利益を受けることはない。

5 カリキュラム・ポリシー

【博士課程前期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では，ディプロマ・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように，以下の方針で学際性の高い教育課程を編成し，実施する。

- ① Society 5.0関連技術の共通基盤となる「情報科学の基礎知識」と，社会的課題の本質を把握し，Society 5.0の国際展開につなげる「社会科学的な思考力や分析力」を身に付けるため，基礎モジュール科目を開設する。
- ② Society 5.0の国際展開に関連する研究領域の専門知識を身に付けるため，専門モジュール科目を開設する。

- ③ Society 5.0の国際展開の実践に必要な実務体験やフィールドワークを中心に、必要なコミュニケーション力や実行力を身に付けるため、実践モジュール科目を開設する。
- ④ 研究領域を融合させた実践科学の分野における研究力を身に付け、専門力を応用して学術論文を完成させるために必要となる応用的専門知識とスキルを身に付けるため、修士論文モジュール科目を開設する。
- ⑤ 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成し、研究科や専門領域を超えた広い視野と社会への関心や問題意識を涵養するため、大学院共通科目を開設する。

上記のように編成した教育課程では、講義、演習、実習等の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育なども活用した教育、学習を实践する。学修成果については、シラバスに成績評価基準を明示した上で厳格な成績評価を行う。また、学位審査の実施に際しては、本研究院が定める学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準により評価する。

【博士課程後期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では、ディプロマ・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように、以下の方針で学際性の高い教育課程を編成し、実施する。

- ① Society 5.0の国際展開に必要な社会学的な知識、それを実行するためのコミュニケーション力やプレゼンテーションスキルを身に付けるため、実践知の開発モジュール科目を開設する。
- ② Society 5.0の国際展開の実践に必要な実務体験やフィールドワークを中心に、そこから問題を発見し、多文化共生の社会で応用し、解決に導く技術開発を実施する能力を身に付けるため、実践知の応用モジュール科目を開設する。
- ③ 研究領域を融合させた実践科学の分野における研究力を身に付け、専門力を応用して学術論文を完成させるために必要となる応用的専門知識と論理的に明確な結論を導くためのスキルを身に付けるため、博士論文モジュール科目を開設する。
- ④ 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成し、研究科や専門領域を超えた広い視野と社会への関心や問題意識を涵養するため、大学院共通科目を開設する。

上記のように編成した教育課程では、講義、演習、実習等の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育なども活用した教育、学習を实践する。学修成果については、シラバスに成績評価基準を明示した上で厳格な成績評価を行う。また、学位審査の実施に際しては、本研究院が定める学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準により評価する。

V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 入学から修了までの流れ

学生は、入学直後に、主任指導教員と相談し、研究内容及び研究題目等の研究計画を作成する。主任指導教員は、学生の入学前の勉学内容と入学後の研究計画を考慮して、2名

以上の副指導教員（主任指導教員とは研究領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）を決定し、この3名以上の指導教員体制により、修士論文及び博士論文の執筆、学位取得に至るまで学生の研究指導を行う。本研究院は、トランスディシプリナリーな教育研究を特長としているので、**discipline**の異なる複数の指導教員が異なる視点で協働して指導することで、学生は周辺分野の研究動向を踏まえながら研究を進める。

本研究院の教育課程として、博士課程前期及び博士課程後期ともに国際公用語である英語で完結するモジュール制を導入する。モジュール制とは、セメスターごとに履修モデルを作成し、モジュールを組み合わせることによって学位プログラムを構築する仕組みである。

博士課程前期では、2年間の標準修業年限を4つのモジュール（基礎モジュール、専門モジュール、実践モジュール、修士論文モジュール）に区分し、第1の基礎モジュールと第3の実践モジュールで本研究院の学生全員が基盤となる共通能力を身に付け、第2の専門モジュールと第4の修士論文モジュールで各々の専門性を高める。特に、第2の専門モジュールでは、各研究領域の多様な授業科目を柔軟に組み合わせることにより、指導教員と相談しながら学生自身が自主的にカリキュラムを作り上げる。なお、具体的な履修モデルについては、付属資料3「履修モデル」を参照のこと。

博士課程後期では、3年間の標準修業年限を3つのモジュール（実践知の開発モジュール、実践知の応用モジュール、博士論文モジュール）に区分し、本研究院の学生全員が第1の実践知の開発モジュール、第2の実践知の応用モジュール、第3の博士論文モジュールの段階を踏んで博士号の学位取得を目指す。なお、具体的な履修モデルについては、付属資料3「履修モデル」を参照のこと。

博士課程前期については、分野融合教育として、「**Arts & Science for Evidence-Based Decision Making**」「**Data Analytics for Sustainable Development**」「**Geographic Information System Technology**」などの専門分野を横断した基礎モジュール科目を開設し、専門性の異なる学生が共学する。オンサイト教育として、地域が抱える問題を認識し、先端技術を統合して解決策を見出すための「**Internship**」「**Fieldwork**」などの実践モジュール科目を開設し、学外の研究機関や企業、国際機関、NGOなどと連携してオンサイト教育の受講を促す。また、学修過程管理については、付属資料4「修了までのスケジュール」のとおり、平素から学修や研究の進捗状況を管理し、入学直後及び各学期の開始時に、主任指導教員と副指導教員による指導を行う。修士論文審査は、修士論文発表会（公開）及び口頭試問を4セメスターの後半に実施し、最終試験の後、研究院教授会で修了判定を行う。

博士課程後期については、博士課程前期における学修過程管理の方法を踏襲し、入学直後に「研究テーマ計画セミナー」を、各学期の開始時に主任指導教員と副指導教員による指導を行う。博士論文候補者試験は、単位修得状況や研究進捗状況を勘案の上、概ね3セメスターから5セメスターの間に実施し、6セメスターの前半に博士論文予備審査会を実施する。博士論文審査は、口頭試問による博士論文本審査会（公開）を6セメスターの後半に実施し、最終試験の後、研究院教授会で修了判定を行う。

2 修了要件, 履修方法及び科目一覧

【博士課程前期】

修了に必要な単位数を30単位以上とし, 以下のとおり, 単位を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けた上で, 修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。なお, 修士論文の作成に係る「Seminar on Master Thesis」については, 指導教員による2年間にわたる演習形式の研究指導科目であるため, その学修時間数等に鑑み, 4単位としている。

科目区分		要修得単位数	備考
大学院 共通科目	持続可能な発展科目	1単位以上 選択必修	
	キャリア開発・データリテラシー科目	1単位以上 選択必修	
基礎モジュール科目		6単位以上 選択必修	「Geographic Information System Technology」, 「Practical Machine Learning」又は「Artificial and Natural Intelligence」のいずれかから2単位以上, 「Arts & Science for Evidence-Based Decision Making」, 「Data Analytics for Sustainable Development」又は「Academic Writing I」のいずれかから2単位以上を修得すること。
専門モジュール科目		10単位以上 選択必修	
実践モジュール科目		4単位以上 選択必修	
修士論文モジュール科目		4単位 必修	
指導教員指定科目		4単位以上 選択必修	基礎/専門/実践の各モジュールから選択
合 計		30単位以上	

【博士課程後期】

修了に必要な単位数を17単位以上とし, 以下のとおり, 単位を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けた上で, 博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。なお, 博士論文の作成に係る「Seminar on Doctoral Dissertation」については, 指導教員による3年間にわたる演習形式の研究指導科目であるため, その学修時間数等に鑑み, 12単位としている。

科目区分		要修得単位数	備考
大学院 共通科目	持続可能な発展科目	1単位以上 選択必修	
	キャリア開発・データリテラシー科目	1単位以上 選択必修	
実践知の開発モジュール科目		1単位以上 選択必修	
実践知の応用モジュール科目		2単位以上 選択必修	
博士論文モジュール科目		12単位 必修	
合 計		17単位以上	

3 学位論文審査体制，学位論文等の公表方法

学位論文の審査体制は，その厳格性及び透明性を担保するため，学位論文が提出された時点で，主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会を設置する。主査及び副査は研究院教授会で選出する。副査のうち1名以上は主査とは研究領域が異なる本研究院の専任教員とし，本学の専任教員のほか，他の大学院や研究機関及び企業等の研究者等とすることも可とする。学位論文は，研究院教授会における修了判定を経て，法令等の定めるところにより公表する。また，学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準（付属資料5「学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準について」を参照）についても，Webサイトや学生便覧を通じて公表する。

4 研究の倫理審査体制

本学の研究者の倫理については，「広島大学科学者等の行動規範」（平成21年1月13日）を策定し，科学研究に携わる者に対して基本的な考え方を提示し，その趣旨に沿って誠実に行動することを求めている。これに加えて，平成26年8月26日の文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の大臣決定を受けて，新ガイドラインに沿って全面的に見直した付属資料6-1「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」（平成27年4月28日規則第98号）を制定し，理事（学術・社会連携担当）を総括責任者として，研究活動に携わる職員・学生等の公正な研究活動を推進している。

また，この規則の下に，付属資料6-2「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」（平成27年6月17日理事（研究担当）決裁）及び付属資料6-3「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について」（平成27年6月17日理事（研究担当）決裁）を定め，研究活動に携わる職員・学生等の研究倫理教育の受講を必須として，対象者ごとの研究倫理教育の内容及び受講すべき教材のモデル等を示している。研究活動に携わる職員は，総括責任者が研究倫理教育として実施する講習会の受講又は公正研究推進協会や日本学術振興会のe-learningプログラムの受講を必須としている。学生の研究倫理教育は，標準プログラムを導入しており，大学院生については，1年次に「研究倫理教育（大学院生Basic）」の受講を，その後，論文作成開始前までに「研究倫理教育（大学院生Advanced(M), (D))」の受講を義務付けている。「研究倫理教育（大学院生Basic）」は，本学が作成した研究倫理の基本的な事項を収録した映像を用いた講義形式で実施し，「研究倫理教育（大学院生Advanced(M), (D))」は，日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を用い，オーサーシップや著作権など研究成果の発表に特化して，研究室単位で教員と学生の討論形式により実施している。さらに，学位論文提出時に，論文提出と併せて「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」又は「修士の学位論文の提出に係る確認書」を提出させ，所定の研究倫理教育を受講し必要な事項を理解していること，研究上の不正行為を行っていないこと及び著作権の侵害行為を行っていないことについて，学生及び指導教員に確認している。

公的研究費等の不正使用防止については，「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定，令和3年2月1日

改正)を踏まえて附属資料 6-4「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」(平成19年10月15日規則第167号)を制定し、理事(財務・総務担当)を統括管理責任者として、公的研究費等の適正な執行を推進している。また、「広島大学における研究費等不正使用防止計画」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた取組を着実に実施している。

これらの研究活動上の研究者倫理の向上及び研究費等の不正使用の防止等に関する取組の相互連携を図るために研究不正防止対策推進室を学長の下に設置し、本学における取組を統括している。

また、産学官連携活動(臨床研究に係る産学官連携活動を含む。)において留意すべき利益相反リスクについては、職員から提出される自己申告書によってマネジメントを行っており、本学に利益相反委員会及び臨床研究利益相反管理委員会を置き、利益相反管理に必要な事項に対応している。

修士論文の審査委員会は、指導教員及び教授会が承認した教員2名以上をもって編成する。博士論文の審査委員会は、教授会で選出した教員3名以上をもって編成する。審査委員は提出論文が当該分野の研究倫理に即したものになっているかを含めて事前に論文内容を確認する。

VI 基礎となる学部との関係

本研究院は、4研究科と密接な関係を取りながら、時代と共に移り変わると考えられる Society 5.0の主要研究分野の教員を集めて運用する。内部進学者を対象とするワークショップや説明会の開催、飛び級生のための早期履修制度の活用などを継続し、専任教員の多くが兼担している関係学部と価値を共有しつつ協力して目標となる人材を養成する。

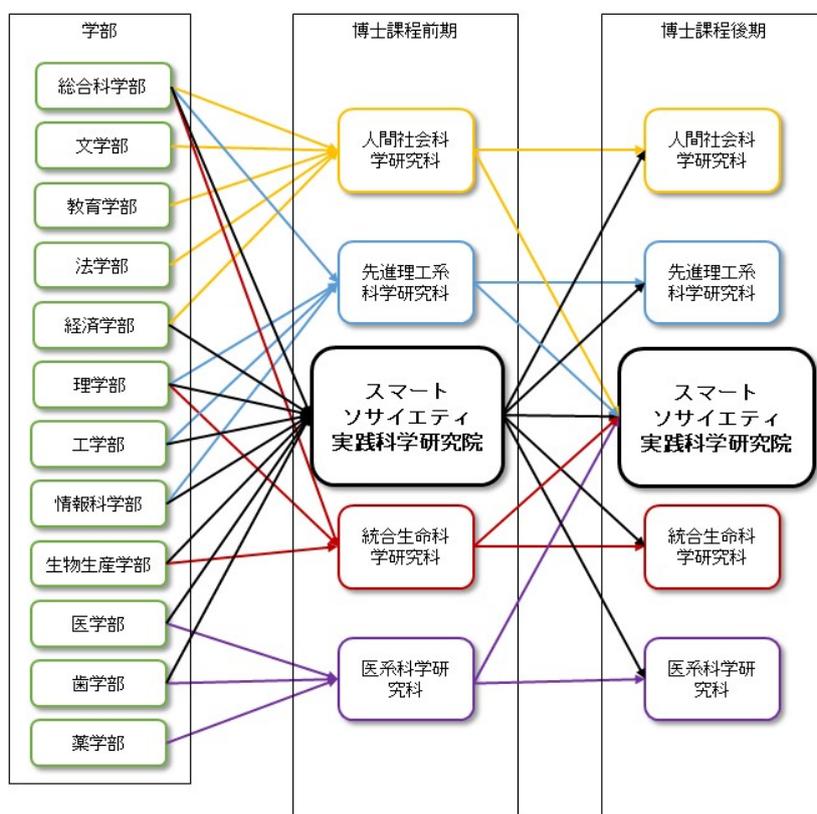


図3 学士課程から博士課程前期、博士課程後期への主な接続先

VII 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本研究院では、コロナ禍におけるオンライン授業提供の経験・実績を踏まえて、主に大学院共通科目や基礎モジュール科目、実践知の開発モジュール科目について、ZoomやTeams等を利用したオンラインによる双方向型授業を実施する。

また、本学では、東広島キャンパス及び霞キャンパスでオンラインによる双方向授業に対応する機材を備えた講義室を整備している。加えて、一部の講義科目でVOD（Video on Demand）サービス及びDVD等のメディアを使用したビデオ講義及び授業支援システムを活用し、授業動画と授業資料を配信し、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を実施している。

以上のとおり、多様なメディアを高度に利用して、学生及び教員の双方にとって東広島キャンパス―霞キャンパスの校地間における移動等の負担軽減を図るとともに、遠隔地に居住している学生（未渡日の外国人留学生を含む。）についても教育・研究指導を受けられる体制を構築している。

1 実施方法・実施場所

(1) オンラインによる双方向型授業

本学では、東広島キャンパス及び霞キャンパスともに、図書館、会議室、全講義室、福利施設等、学内の多くの共用スペースで、無線Wi-Fiサービス「HINET Wi-Fi」が利用できる。また、一部の講義室では、オンラインによる双方向型授業の実施に対応する機材を備えている。

本研究院では、これらの充実したインフラ整備状況の下、コロナ禍におけるこれまでのオンライン授業提供の経験・実績を踏まえて、多くの授業科目や研究指導においてZoomやTeams等を利用した双方向型授業を実施することにより、学生及び教員それぞれの東広島キャンパス―霞キャンパスの校地間における移動等の負担軽減を図るとともに、遠隔地に居住している学生や未渡日の外国人留学生も所在地で教育・研究指導を受けられる体制を構築している。

(2) 授業支援システム

本学では、教育研究目的での著作権処理済みの映像コンテンツを学内構成員に対して配信することができるVOD (Video On Demand) サービスを提供している。また、e-Learning プラットフォームのひとつであるmoodleを導入し、学生と教員の対面を強く意識した e-Learningを可能としている。moodleを活用して、「教員から学生への連絡事項の伝達」「教員から学生への教材・資料の配布」「教員から学生への課題の提示」「学生から教員への課題の提出・提出課題の評価やコメントの確認」「アンケートや小テストの解答」「小テストの評価やコメントの確認・教員への連絡」を行う。また、キャンパス外にいる学生に対してもストリーミング配信を使用して教員・学生間での授業・講義配信、あるいは受講した試験やテスト、レポートの採点を行うことができる。

これらの実施方法については、「平成13年文部科学省告示第51号」に適合している。

2 本学の規則

(1) 広島大学大学院規則

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(2) 広島大学通則

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

VIII 大学院設置基準第14条による教育方法を実施する場合

1 修業年限

入学後も社会人の身分を有する学生に対して、入学時に、博士課程前期にあつては4年間を、博士課程後期にあつては6年間を限度とする長期履修計画の設定を認める。この場合、授業料は2年間又は3年間分を納付すれば修了できるものとする。

なお、長期履修計画の履修期間については、研究の進捗状況により在学中1回に限り変更を認めるが、その場合の履修期間は4年間又は6年間を超えないこととする。

2 履修指導及び研究指導の方法

標準修業年限（博士課程前期：2年間、博士課程後期：3年間）を見通した履修計画を立てることが原則であるが、上記の長期履修制度を選択した社会人学生に関しては、最長で4年間又は6年間にわたる履修計画を立てるように、履修指導を行う。

研究指導は、主任指導教員に加えて、2名以上の副指導教員（主任指導教員とは研究領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）で行う。

3 授業の実施方法

授業科目によっては土曜日や日曜日にも開講し、集中講義形式で開講するなど、履修の便宜を図る。また、平日の授業時限（8時45分～17時50分）に開講する授業科目についても、オンラインによる授業参加が可能となることにより、仕事と学修のバランスを取りながら計画することが容易になると考える。

以上のような取組により、社会人学生の事情に応じた柔軟な履修計画の設定が可能となる。

4 教員の負担の程度

2学期4ターム制を導入することで、ターム毎に各教員の時間割に自由度があり、過度な

負担とはならないよう設定することができる。

5 図書館・情報処理施設等の利用方法など

本学の各図書館は、授業開講期間中は、平日は21時（中央図書館は22時）まで開館しており、土曜日・日曜日の昼間も開館（東図書館・西図書館は土曜日のみ）している。また、情報処理施設として、東広島キャンパス及び霞キャンパスに教育情報用端末室があり、平日は21時ごろまで開室するなど、全学的にも社会人学生の就学を支援する体制が整っている。

6 入学者選抜の概要

博士課程前期・博士課程後期ともに、国際機関や各国の政府機関、民間企業等の高度専門職業人を中心とする社会人を受け入れる。入学者選抜においては、本教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために口述試験を課し、高度専門職業人としての資質と素養を適切に評価する。

7 必要とされる分野である理由

スマートソサイエティ実践科学分野において活躍が期待される高度専門職業人の中には、修士や博士の学位を取得していない者が多数存在するが、国・地域を問わず、国際的に活躍するためには修士や博士の学位取得が必要不可欠である。これらの者に大学院教育の機会を提供し、卓越した専門性を備えた高度専門職業人を輩出することで、Society 5.0の国際展開を推進し、社会的要請に応える。

8 教員組織の整備状況

第14条特例については、「教育方法の特例」であるため、社会人学生を指導学生として受け持つ全教員が対象となることが想定される。社会人学生が指導学生になるかについては、あらかじめ特定できないため、対象教員数は特定できない。

なお、本学では裁量労働制をとっており、土曜日に研究指導を行った場合は、月曜日を休日にするなど、業務の時間配分等を教員の裁量に大幅に委ねている。

また、第14条特例を利用して休日・夜間に研究指導や講義を行う教員に対しては、平日や午前中に授業の無い曜日を必ず設け、教員に過重負担がかからないようにするなど、時間割を編成する上で配慮している。

IX 入学者選抜の概要

1 入学時期

学部卒業生に加えて、高度専門職業人、海外からの外国人留学生など多様な人材を世界中から受け入れるため、4月入学と10月入学を併用する。

2 入学者選抜の種類・内容

【博士課程前期】

学力検査として、学士号取得者（見込を含む。）、高度専門職業人、外国人留学生を対象に、学部段階での専門知識及び語学力を身に付けていることを確認し、本教育課程の履修に適応可能な能力を確認する。具体的には、書類審査（学業成績証明書、研究計

画書その他の出願書類)及び口述試験を課し、研究意欲、専門分野の知識・応用力、英語の語学力、課題解決能力、適性等を総合して判定する。

なお、入学者選抜の種類は、一般選抜(8月及び2月)及び外国人留学生特別選抜(国外在住者対象)(主に4~5月及び11~12月)を実施する予定であり、それぞれ入学定員の半数程度を想定している。また、外国人留学生については、渡日前には経費支弁能力を確認し、渡日後には在籍確認を行うなど、大学として適切な受入れを行う。

【博士課程後期】

本研究院博士課程前期から進学する学生、国内外の大学等においてSociety 5.0に関連する分野の専門基礎知識を学んだ修士号取得者(見込を含む。)や高度専門職業人を主な対象として、博士課程前期段階での専門知識及び語学力を身に付けていることを確認し、本教育課程の履修に適応可能な能力を確認する。具体的には、書類審査(学業成績証明書、研究計画書その他の出願書類)及び口述試験を課し、研究意欲、専門分野の知識・応用力、英語の語学力、課題解決能力、適性等を総合して判定する。

なお、入学者選抜の種類は、一般選抜(8月及び2月)及び外国人留学生特別選抜(国外在住者対象)(主に4~5月及び11~12月)を実施する予定であり、それぞれ入学定員の半数程度を想定している。また、外国人留学生については、渡日前には経費支弁能力を確認し、渡日後には在籍確認を行うなど、大学として適切な受入れを行う。

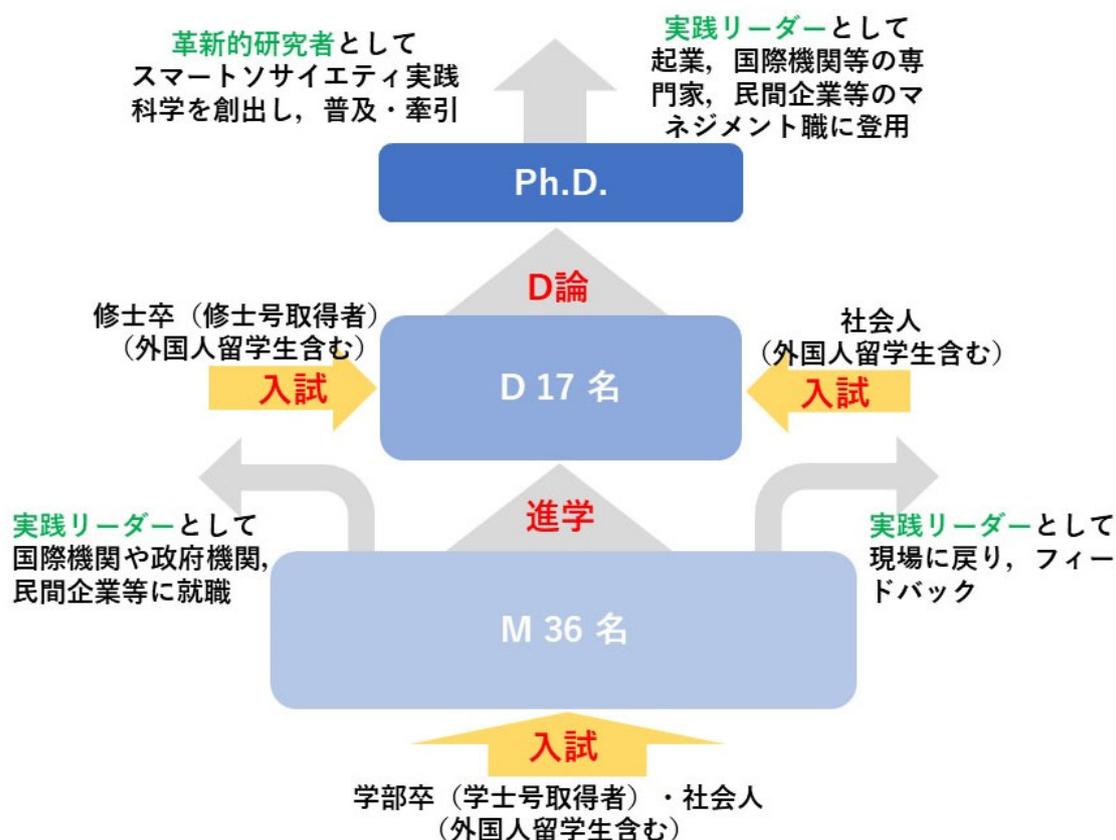


図4 入学者選抜のイメージ

3 アドミッション・ポリシー

【博士課程前期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では、以下のような志や意欲を持ち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

- ① 人間や社会について広く関心を持ち、数理・データサイエンスや情報技術を活用して、学際的な学修を志す人
- ② Society 5.0の国際展開に関連する学際的研究を推進する意欲を有する人
- ③ スマートソサイエティ実践科学に関連する専門性を有し、Society 5.0を国際展開する職業に従事することを目指す人
- ④ 幅広い教養と共に、工学、情報科学、農学、保健学、医科学、経済学に関連する学問領域における知識と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」の構築や地域及び国際社会の課題解決への熱意を有する人
- ⑤ 社会人としての良識や倫理観を身に付けた人

本研究院は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、口述試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【博士課程後期】

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では、以下のような志や意欲を持ち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

- ① 人間や社会について広く関心を持ち、数理・データサイエンスや情報技術を活用して、学際的な学修を志す人
- ② Society 5.0の国際展開に関連する学際的研究を推進する意欲を有する人
- ③ スマートソサイエティ実践科学に関連する専門性を有し、Society 5.0の国際展開を実践する専門力をさらに学術的に発展させ、分野の異なる研究者等と協働でスマートソサイエティ実践科学を創出できることを目指す人
- ④ 幅広い教養と共に、工学、情報科学、農学、保健学、医科学、経済学に関連する学問領域における高度な知識と実践的研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」の構築や地域及び国際社会の課題解決への熱意を有する人
- ⑤ 社会人としての良識と研究者・高度専門技術者としての倫理観を身に付けた人

本研究院は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、口述試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

X 教員組織の編制の考え方及び特色

スマートソサイエティ実践科学研究院は、令和元年8月に一部改正された大学院設置基準で定める「研究科等連係課程実施基本組織」に基づいて計画するものであり、全学から多くの教員が参画する形で運用する。専任教員として本研究院に参画する教員は、既設の人間社会科学研究科人文社会科学専攻、先進理工系科学研究科先進理工系科学専攻、統合生命科学研究科統合生命科学専攻、医系科学研究科総合健康科学専攻のいずれかの専攻の専任教

員である。教員は4研究科の専攻を担当しながら、本研究院の学生を指導することになる。学生入学定員は博士課程前期が36名、同後期が17名であるが、合計44名の教員（博士課程前期の場合）が本研究院に参画するので、個々の指導教員の立場からすると、研究室の学生の中に1名程度、既存の専攻とはカリキュラムの異なる学位プログラムの学生が追加となるだけであり、教員に過度な負担はないと思われる。

なお、教員の配置については、本研究院が設定する主要な6つの研究領域に関連する連係協力研究科から配置する。

連係協力研究科	本研究院の6研究領域	専任教員数	
		M	D
先進理工系科学研究科	Cyber Physical System	8	8
	Smart Mobility	7	6
	Smart Energy	6	6
	Smart Agriculture	3	3
統合生命科学研究科	Smart Agriculture	7	6
医系科学研究科	Smart Agriculture	1	1
	Global Health and Medical Science	5	3
人間社会科学研究科	Social Innovation Science	7	6
合 計		44	39

授業科目については、その大半は4研究科ですでに開講されているものであり、本研究院に授業科目を提供する教員の教育エフォートは現状から大きく変わらない。また、教育上主要と認める授業科目は原則専任教員の教授又は准教授が担当しており、兼任教員のみで担当する授業科目は予定していない。

2以上の校地を往来する場合における教育研究上の弊害については、「XII 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画」に記載するとおり、受講者の所在地等に応じて適切にZoomやTeams等を利用した双方向型授業・研究指導を実施することにより、学生及び教員の双方にとって移動負担が軽減されるため、ごく一部の実験・実習を除き、不具合は生じない。

教員組織の中心となる研究分野については、「社会学」「経済学・経営学」「情報学」「機械・総合工学」「電気電子・システム工学」「社会基盤・建築学」「農学・生物学」「生命医療科学」及び「保健学」であり、IV「1 カリキュラムの特色・編成」に記載するとおり、6つの研究領域を設ける。

本研究院の専任教員は、いずれも授業科目や研究指導に関して高度な専門性に基づく十分な研究実績と能力を有している。また、付属資料7「広島大学職員就業規則」第18条で定年を65歳と定めているため、専任教員の年齢構成は、教授が40歳代から60歳代前半にかけて分布しており、准教授は30歳代から50歳代に分布しているため、職位別年齢構成に偏りは無い。

なお、各専任教員は本学特有の人事マネジメント制度に基づいて雇用・配属される。この制度は、退職や転出等が生じた場合も、KPI指標に基づき、教育活動と研究活動のバランスが取れたエフォート管理の下に、質の高い教員の後任補充ができるものである。

XI 施設・設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

本研究院の教育研究については、本学東広島キャンパス及び霞キャンパスにて実施す

る。

東広島キャンパスには、9学部、3研究科が設置され、全学共通教育（教養教育科目・大学院共通科目）も実施している。霞キャンパスには、3学部（医学部、歯学部及び薬学部）、1研究科が設置されている。

また、図書館、情報メディア教育研究センター等内に設置の教育情報用端末室、5つの福利会館や大学会館内の食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究院が設置されても、他の研究科と十分共有することが可能である。

運動場については、東広島キャンパス及び霞キャンパス内に設置されている。東広島キャンパスにあっては陸上競技場、3つの多目的グラウンド、野球場、4つのテニスコート、3つの体育館を、霞キャンパスにあってはテニスコート及び体育館を活用する。この他に、東広島キャンパスには、プール、アーチェリー場、相撲場、馬場等も整備されている。

学生が休息するスペースとしては、東広島キャンパスにあっては学生プラザ1階に設置しているフリースペース、文化系・芸術系及び体育系・芸術系の2つの課外活動共用施設があるとともに、北第3福利会館内では「マーメイドカフェ広島大学店」、また、令和3年10月にオープンしたフェニックス国際センター MIRAI CREA（ミライ クリエ）を備えている。また、東広島キャンパス及び霞キャンパスにも自習室、ラウンジなどのオープンスペースを設けている。

2 校舎等施設の整備計画

教室については、連係する4研究科の教室を確保する。また、教員の研究室及び院生室についても、既存の設備を活用し、教員と学生の円滑なコミュニケーションがとれるよう、適切な教育研究環境を確保・整備する。

3 図書

本研究院がある東広島キャンパス及び霞キャンパスには、中央図書館、東図書館、西図書館、霞図書館の4つの図書館があり、中央図書館は授業期間中は平日8時30分から22時まで、休日10時から20時まで利用可能である（その他の図書館は平日8時30分から21時まで、土曜日10時から17時まで、霞図書館は日曜日も10時から17時まで開館）。本学が所蔵している図書資料については、約3,460,000冊であり、必要な時に随時貸出可能としている。

また、電子ジャーナル、電子書籍、データベースを整備し、本学の構成員であれば、学内のネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができ、さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

以上のように、必要な施設・設備は概ね整備されているが、今後も必要に応じて整備・拡充する予定である。

XII 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本研究院において、東広島キャンパスと霞キャンパス間の移動を伴うものとしては、主に基礎モジュール科目及び専門モジュール科目の履修や研究指導を受けるようなケースが想定されるが、受講者の所在地等に応じて適切にZoomやTeams等を利用した双方向型授

業・研究指導を実施することにより、学生及び教員の双方にとって移動負担が大幅に軽減される。このことは、コロナ禍により渡日できない外国人留学生についても母国で教育・研究指導を受けられるという大きなメリットが期待できる。

また、大学院共通科目についても、各キャンパスで開講しているほか、ZoomやTeams等を利用した双方向型授業、VODサービスを活用したオンデマンド授業も取り入れているため、キャンパス間の移動は必要ない。

上述のとおり、これらのシステムの活用により、時間割上における問題も生じない。なお、オンラインによる双方向型授業の詳細は、「VII 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画」に記載している。

各校地における学生収容定員の目安及び専任教員（教授・准教授を含む。）の配置状況については以下のとおりであり、学生の教育研究に支障はない。

	東広島キャンパス	霞キャンパス
学生収容定員の目安（博士課程前期）	66名	6名
同 上（博士課程後期）	45名	6名
専任教員数（博士課程前期）	39名	5名
同 上（博士課程後期）	36名	3名

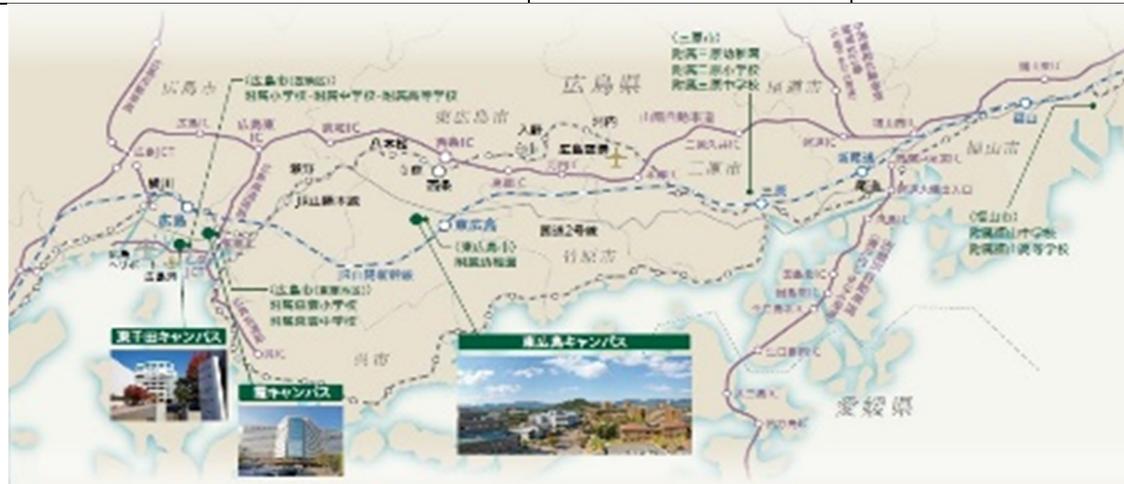


図5 各キャンパスの位置関係

XIII 管理運営の考え方

1 学長による研究院長の指名

本学では、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）や学校教育法の一部改正等を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として、部局長等の選考方法について見直しを行った。

具体的には、学長は、原則として、部局から複数の部局長候補者の推薦を受け、個別面談を行い、部局長を決定し任命することとした。初代スマートソサイエティ実践科学研究院長については、学長指名により任命する。

2 教学面における管理運営の体制

学校教育法に基づき、本研究院の教授により構成する教授会を置く。

教授会は、学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項等を審議する（年4

回程度の開催（学年進行完成時））。

なお、可能な限り研究院長、副研究院長等を構成員とする代議員会に教授会の審議を付託し、柔軟な運営を行う。

さらに、管理運営面（予算・決算、将来構想等）での重要事項を審議するため、研究院長及び副研究院長等から構成する運営会議を置く。

3 教授会以外に関連する委員会

本研究院に常置する、入試・学務委員会、広報・国際交流委員会、自己点検・評価委員会の3つの委員会においては、各委員長が代議員会に参加することにより、運営会議との意思の疎通も確保される。

各委員会の所掌事項は、以下のとおりである。

(1) 入試・学務委員会

入試・学務委員会は、入学試験及び教務・学生生活に関する次に掲げる事項について審議し、必要に応じてその処理に当たる。

- 1) 入学者選抜方法に関する事項
- 2) 入学試験の実施計画案作成に関する事項
- 3) 調査書の審査に関する事項
- 4) 受験資格審査に関する事項
- 5) 出題問題に関する事項
- 6) カリキュラムの編成に関する事項
- 7) シラバス作成に関する事項
- 8) 時間割作成に関する事項
- 9) 新入生ガイダンスの実施計画案作成に関する事項
- 10) 学生の就職及び修学に関する事項
- 11) 学生支援の計画及び実施に関する事項
- 12) その他入学試験及び教務・学生生活に関する事項

(2) 広報・国際交流委員会

広報・国際交流委員会は、広報及び国際交流に関する次に掲げる事項について企画、立案及び作成にあたる。

- 1) パンフレットの作成に関する事項
- 2) ホームページに関する事項
- 3) 協定校及び地域等との国際交流の推進に関する事項
- 4) 国際交流協定締結に関する事項
- 5) その他広報・国際交流に関する事項

(3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項について点検・評価を行う。

- 1) 教育活動に関する事項
- 2) 管理運営に関する事項
- 3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項

- 4) 外部評価に関する事項
- 5) その他点検・評価に関する事項

なお、横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、事務支援体制については、スマートソサイエティ実践科学研究院に係る事務支援を行う国際協力学系支援室において、入学試験合否判定、修了判定、成績管理、学生の学籍管理等を一元的に行い、4研究科の支援室と連携して運用していく。

予算については、毎年度、学長が策定する予算編成方針に基づき配分されるが、学生経費については、学生数等に応じて本研究院に配分される。教員経費については、本研究院の専任教員は既設の研究科の専任教員が担当することから、原則として既設の研究科等を通じ教員に配分される。

人事について、教員人事は、全学一元管理を導入し、大学独自のIRデータを活用して、人員配置から候補者選考まで、全学人事委員会の議を経て、学長が決定する。

学生に対する責任は、教学面の管理運営体制の主体であるスマートソサイエティ実践科学研究院教授会で負うが、全学の教育本部学生生活委員会と本研究院の入試・事務委員会間などで、日常的な学生指導において発生した事案等を定期的に持ち寄り、情報共有することで、本研究院の管理運営組織と関係協力研究科間の調整を図る。

XIV 自己点検・評価

本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行うため、広島大学自己点検・評価規則（平成26年9月16日規則第80号）を定めるとともに、同規則第6条に規定する大学全体を単位として行う自己点検・評価等の企画・立案及び実施する組織として学長の下に、広島大学評価委員会を設置している。

評価委員会は、各学部（医学部、歯学部及び薬学部を除く。）、各研究科、原爆放射線医科学研究所及び病院から選出された全学的な視点と各専門分野の専門性に配慮し、教育研究活動及び評価に識見を有する教員各1名、大学運営と評価に識見を有する理事室の職員若干名、その他の者で組織され、本学の教育研究等の一層の向上を図るため、各部局等が行った自己点検・評価に対して学内において第三者的な視点から評価等を行い、これにより見出された課題への対策及び改善提案を行っている。

また、この他にも、学外者（経営協議会の学外委員を含む。）による部局組織評価を毎年度実施し、部局における教育研究活動等の質の確保及び向上に役立てている。

なお、本研究院においては、自己点検・評価委員会を設置し、独自の自己点検・評価を実施することとしている。

さらに、全学的に学士課程教育、大学院課程教育等の教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を図るための組織である教育本部に教育質保証委員会を設置し、教育の質保証に関する全学の方針・責任体制を明確にし、質の確保及び向上を図っている。

また、国立大学法人評価については、本学では、中期目標・中期計画ごとに担当理事、担当理事室、担当部局等を明確にしており、この体制の下、教育、研究、国際交流・社会貢献及び業務運営等の各項目について、評価委員会において中期目標期間を踏まえた進捗状況等となっているか確認を行い、進捗等の遅れ等について役員会へ報告するなど改善を

促す仕組みを構築している。

XV 情報の公表

本学では大学公式Webサイトや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行っており、理事（霞地区・教員人事・広報担当）の下に広報グループを設置し、大学情報（教育研究成果，社会貢献，産学官連携の成果など）の公開を推進している。

また，本学における広報活動を組織的に展開し，戦略的かつ効果的に行うために，学長，各理事等をメンバーとする広島大学広報企画戦略会議を設置し，広報戦略を策定し，戦略的な広報活動を推進している。

なお，主な情報提供活動については，以下のとおり。

1 大学公式Webサイトを活用した情報提供

(<https://www.hiroshima-u.ac.jp/>)

大学案内，入試情報，教育・学生生活・就職，研究，社会・産学連携，留学・国際交流，学部・大学院等，研究所・施設等

2 教育研究活動等の状況に関する情報提供

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/education_research_info)

大学の教育研究上の目的，教育研究上の基本組織，教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績，入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況，授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画，学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準，校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境，授業料，入学料その他の大学が徴収する費用，大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援，専門職大学院に係る専門性が求められる職業に就いている者，当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報，大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等に関すること

3 大学運営情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/public_info1)

組織に関する情報，業務に関する情報，評価・監査に関する情報等

4 その他公表情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info)

学則等各種規則集，学部・大学院の設置に関する情報，教員の養成等の状況等

XVI 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1 全学的な取組

本学では，教職員の資質・能力の向上を図るための組織的・体系的な人材育成活動を統括するため，学長の下に人材育成推進本部を設置している。当本部にFD委員会とSD

委員会を設置し、さらにFD委員会の下部組織として教育能力開発、研究能力開発、マネジメント能力開発に係る部会を設置し、新採用教職員研修や授業方法の研修等の教員を対象とした全学FDを実施している。

また、本学では、大学院課程教育等における企画、立案、点検・評価を行う組織として、教育本部を設置している。当本部に「教育質保証委員会」を置いて、授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善につなげるため、学生による授業改善アンケートを実施している。

2 本研究院の取組

本研究院では、独自のFDを実施し、教員に必要な資質・能力の向上を図っていく。

また、研究院の点検・評価等を行うため、「自己点検・評価委員会」を設置し、全学が実施する学生による授業改善アンケートの実施結果等も参考にしつつ、カリキュラムや授業方法等の改善を図っていく。

3 学生による授業評価

本学では、全学的にターム毎に年4回、学生による授業改善アンケートを実施している。学生による授業改善アンケートの内容は、「オンライン授業に関する質問」（3問）「学生自身に関する質問」（2問）「教育内容等に関する質問」（4問）「総合的な質問」（2問）「自由記述」（2問）の大きく5項目に分かれており、「教育内容等に関する質問」については、以下のような設問である。

- ・授業の内容はシラバスに沿っていましたか。
- ・授業内容の難易度は適切でしたか。
- ・授業から知的な刺激を受け、あなたの研究に活かせる学びがありましたか。又は、関連する知識や分野のことをもっと知りたいと思いましたか。
- ・教員の説明と教材（補助教材、レジュメ等の資料も含む。）は、わかりやすく、授業内容の理解を深めることに役立ちましたか。

これらの項目（オンライン授業に関する質問項目を除く。）について、5段階の評価を行い、集計する。

このほかに自由記述の2問で授業に対する意見や感想も学生が書けるようにしている。これらの学生による授業改善アンケート結果を参考にして次年度の授業改善及び各教員の自己点検評価を行うとともに、FD研修会を実施する。

4 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質の維持向上の方策としては、以下のことを行う。

- ・本学では、「全学FD」による授業参観を実施している。
- ・現在本学で実施している「全学FD」による授業参観を本研究院においても実施する。
- ・各授業科目では、教員の相互授業参観を恒常的に実施するとともに、前述した「学生による授業評価」を行い、PDCAサイクルを有効に機能させる。
- ・外部講師を招聘して研修会やワークショップを行い、教員が新しい知識・技術を学ぶ機会を持つ。

- ・各種学会や研修会に参加し，自己研鑽を図る。

以上

資料目次

- 付属資料 1 養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧
- 付属資料 2 プログラム修了証明書イメージ
- 付属資料 3 履修モデル
- 付属資料 4 修了までのスケジュール
- 付属資料 5 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準
- 付属資料 6-1 広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則
- 付属資料 6-2 広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則
- 付属資料 6-3 広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について
- 付属資料 6-4 広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則
- 付属資料 7 広島大学職員就業規則
- 付属資料 8 設置の趣旨・必要性・養成する人材像・特色

付属資料1

養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧

(博士課程前期)

養成する人材像	ディプロマ・ポリシー	主要な対応科目区分	修了要件等での担保
<p>Society 5.0 の国際展開を実現するために、主要な6つの研究領域において、他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら、経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題を幅広い視野で認識できる基礎力を有し、かつ、それを解決できる専門力を併せ持つ「実践リーダー」となる人材</p> <p>【修了後の進路】 博士課程後期進学者、国際機関や各国の政府機関、NGO、シンクタンク、総合商社、関連企業など</p>	① 先端的な AI 技術、デジタル社会基盤について幅広い知識を持ち、技術や政策の開発や社会実装を提案できる専門知識	基礎モジュール科目 専門モジュール科目	6 単位以上 (選択必修) 10 単位以上 (選択必修)
	② データサイエンスの技法を基盤とし、積極的平和につながるスマートソサイエティ実践科学を着想できる世界観	大学院共通科目 基礎モジュール科目 専門モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 6 単位以上 (選択必修) 10 単位以上 (選択必修)
	③ 世界共通目標を常に意識し、技術開発や政策実践に対する多様性を尊重する態度	大学院共通科目 基礎モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 6 単位以上 (選択必修)
	④ 政策実践や技術開発の影響をエビデンスに基づき分析する責任感	基礎モジュール科目 専門モジュール科目	6 単位以上 (選択必修) 10 単位以上 (選択必修)
	⑤ 社会参画を通じて、現場 (オンサイト) で生じている課題を発見し、解決策を実践する行動力	実践モジュール科目 修士論文モジュール科目	4 単位以上 (選択必修) 4 単位 (必修)
	⑥ 多様な利害関係者とコミュニケーションをとり、相互理解を図るスキル	実践モジュール科目 修士論文モジュール科目	4 単位以上 (選択必修) 4 単位 (必修)

(博士課程後期)

養成する人材像	ディプロマ・ポリシー	主要な対応科目区分	修了要件等での担保
<p>Society 5.0 の国際展開を実現するために、主要な6つの研究領域において、他の研究領域とも柔軟に融合・連携しながら、経済発展に伴い複雑化した国際社会が直面する多様な社会的課題に対する具体的かつ実践的な解決策を打ち出すことができる基礎力とともに、高い学識に裏付けられた実践力・専門力を有する「実践リーダー」や、異分野の研究者等と協働で先端の学問分野の融合による新しいスマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する「革新的研究者」といった、新しいタイプの博士人材</p> <p>【修了後の進路】 研究者、起業家、国際機関や各国の政府機関の専門家、NGO、シンクタンク、総合商社や民間企業でマネジメント能力を発揮できる職など</p>	① 先端的な AI 技術、デジタル社会基盤の知識を発展させ、多面的な制約条件のもとに技術や政策の開発から社会実装までの一連のプロセスを提案し、実践につなげることのできる専門知識	実践知の開発モジュール科目 実践知の応用モジュール科目	1 単位以上 (選択必修) 2 単位以上 (選択必修)
	② データサイエンスの技法を基盤とし、積極的平和につながるスマートソサイエティ実践科学を創出し、実行できる世界観	大学院共通科目 実践知の開発モジュール科目 実践知の応用モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 1 単位以上 (選択必修) 2 単位以上 (選択必修)
	③ 開発した技術や実践政策の将来の世代へとつなぐ持続可能性を常に意識し、多様性を活かす態度	大学院共通科目 実践知の開発モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 1 単位以上 (選択必修)
	④ 政策実践や技術開発の影響をエビデンスに基づき分析し、事業継続計画に反映する責任感	実践知の開発モジュール科目 実践知の応用モジュール科目	1 単位以上 (選択必修) 2 単位以上 (選択必修)
	⑤ 社会参画を通じて、現場 (オンサイト) で生じている課題を発見し、時間-空間の再編成の視点でグローバルな解決策を実践する行動力	実践知の応用モジュール科目 博士論文モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 12 単位 (必修)
	⑥ 多様な利害関係者を特定し、あらゆる手段でコミュニケーションをとり、合意形成を図るスキル	実践知の応用モジュール科目 博士論文モジュール科目	2 単位以上 (選択必修) 12 単位 (必修)

付属資料2

プログラム修了証明書イメージ

No.
HIROSHIMA UNIVERSITY
This is to certify that [Name] (Date of Birth: ○○, ○)
has fulfilled all requirements in Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society (Master's Course) in ○○ on ○○, ○.
[Signature] ○○○○
Dean of Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society Hiroshima University
印
ex. Engineering

(参考) 学位記イメージ

No.
HIROSHIMA UNIVERSITY
This is to certify that [Name] (Date of Birth: ○○, ○)
has fulfilled all requirements and has been admitted to the degree of Master of Philosophy/Doctor of ○○○ from the Master's Program in the / Doctoral Program in the Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society on ○○, ○.
[Signature] ○○○○
President of the University
印

付属資料3

【博士課程前期・履修モデル】

サイバーフィジカルシステム×スマートアグリカルチャー(学位:修士(学術))

(養成する人材:情報エンジニア)

【研究テーマ:超広角AIカメラ技術を活用した農地モニタリングに関する研究】

			大学院共通科目	基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
1 年次	前期	1T	MOT入門(1)	Arts & Science for Evidence-Based Decision Making(2)	Advanced Data-driven Systems Design(2)		
		2T		Japanese Experience of Social Development-Economy, Infrastructure, and Peace(1)			
	後期	3T		Data Analytics for Sustainable Development(2)	Advanced Natural Language Processing(2) Smart Crop Production(1) Smart Livestock Farming(1) Agriculture Production Economics(2)	Advanced Learning Systems(2)	Seminar on Master Thesis(4)
		4T		Artificial and Natural Intelligence(2)			
2 年次	前期	1T				Developing Designing Ability(2) Internship(2)	
		2T					
	後期	3T					
		4T					
修得単位数			2	6	14	4	4
要修得単位数			2	6	10	4	4
				4			

修得単位数合計30単位

【博士課程前期・履修モデル】

国際医療保健×社会イノベーション科学(学位:修士(学術))

(養成する人材:医療コンサル)

【研究テーマ:ロボット制御によるリハビリテーションの効果検証に関する研究】

			大学院共通科目	基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
1 年次	前期	1T		Arts & Science for Evidence-Based Decision Making(2)	Research Methods(2)	Epidemiology and Disease Prevention(2)	Seminar on Master Thesis(4)
		2T	Japanese Experience of Social Development-Economy, Infrastructure, and Peace(1)		Advanced Robotics(2)	Seminar on Health Policy & Global Health(1)	
	後期	3T			Data Analytics for Sustainable Development(2)	Global Rehabilitation(2)	
		4T	データリテラシー(1)	Practical Machine Learning(2)	Academic Writing I(1)	Global Health Challenges and Solutions I(2)	
2 年次	前期	1T				Developing Designing Ability(2)	
		2T				Internship(2) Young Professionals Preparing for Careers in International Organizations B(2)	
	後期	3T					
		4T					
修得単位数			2	7	11	6	4
要修得単位数			2	6	10	4	4
				4			

修得単位数合計30単位

【博士課程前期・履修モデル】

スマートモビリティ×スマートエネルギー(学位:修士(学術))

(養成する人材:行政職員)

【研究テーマ:MaaS普及がエネルギー効率に及ぼす社会的効果に関する研究】

			大学院共通科目	基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
1 年次	前期	1T	MOT入門(1)	Arts & Science for Evidence-Based Decision Making(2)	Transportation Engineering(2) Energy Science and Technology(2)		Seminar on Master Thesis(4)
		2T			Smart Urban Development(2)		
	後期	3T	Japanese Experience of Human Development-Culture, Education, and Health(1)	Geographic Information System Technology(2) Data Analytics for Sustainable Development(2)	Biomass Energy Technology(2) Regional and Urban Engineering(2) Fundamentals of Survey Methodology(2)		
		4T					
2 年次	前期	1T				Developing Designing Ability(2) Internship(2) Young Professionals Preparing for Careers in International Organizations B(2)	
		2T					
	後期	3T					
		4T					
修得単位数			2	6	12	6	4
要修得単位数			2	6	10	4	4
					4		

修得単位数合計30単位

【博士課程後期・履修モデル】

			大学院共通科目	実践知の開発モジュール科目	実践知の応用モジュール科目	博士論文モジュール科目
1 年次	前期	1T	リーダーシップ手法(1)	Management and Entrepreneurship(1)		Seminar on Doctoral Dissertation(12)
		2T				
	後期	3T	SDGsの観点から見た地域開発セミナー(1)			
		4T				
2 年次	前期	1T				
		2T				
	後期	3T				
		4T		Advanced Internship(2)		
3 年次	前期	1T				
		2T				
	後期	3T				
		4T				
修得単位数			2	1	2	12
要修得単位数			2	1	2	12

修得単位数合計17単位

付属資料4

スマートソサイエティ実践科学研究院 修了までのスケジュール

(博士課程前期)

学年	4月 入学	10月 入学	学 生	指導教員グループ	委員会・教授会等
第1年次(1・2セメ)	4月	10月	ガイダンス 「研究倫理教育(大学院生 Basic)」受講 「研究題目届」提出(指導体制を含む。) 履修計画検討, 研究計画立案	履修計画立案助言 研究題目了承 履修指導, 研究指導	教育研究目標周知 指導体制承認
	10月	4月	履修計画・研究計画の検討	履修指導, 研究指導	
	11～ 3月	5～ 9月	中間発表 研究計画再考	発表指導 研究指導	
第2年次(3・4セメ)	4月	10月	履修計画検討 修士論文執筆計画立案	履修指導 指導・助言	
	9月	3月	「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」受講 「修士論文概要」提出	「研究倫理教育受講 修了証」交付	「修士論文概要」承認
	10月	4月	履修計画検討 修士論文作成	履修指導 執筆指導	審査委員会編成
	1月	7月	修士論文提出 「修士論文要旨」提出		
	2月	8月	修士論文発表会(公開), 審査及び最終試験 修了要件単位修得	審査, 結果報告	審査委員会合否判定 教授会最終合否判定
	3月	9月	課程修了・学位取得		

(博士課程後期)

学年	4月 入学	10月 入学	学 生	指導教員グループ	委員会・教授会等
第1年次(1・2セメ)	4月	10月	ガイダンス・研究テーマ計画セミナー 「研究倫理教育(大学院生 Basic)」受講 「研究題目届」提出(指導体制を含む。) 履修計画検討, 研究計画立案	履修計画立案助言 研究題目了承 履修指導, 研究指導	教育研究目標周知 指導体制承認
	10月	4月	履修計画検討	履修指導	
	11～ 3月	5～ 9月	中間発表	発表指導	
第2年次(3・4セメ)	4月	10月	履修計画検討, 研究計画再考	履修指導, 研究指導	
	10月	4月	履修計画検討	履修指導	
	11～ 12月	5～ 6月	中間発表	発表指導	
第3年次(5・6セメ)	3月	8月	「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」 受講(博士論文提出の概ね半年前まで)	「研究倫理教育受講 修了証」交付	
	4～ 8月	10～ 2月	博士候補者試験 (概ね3～5セメに実施)	実施, 結果報告	
	9月	3月			候補者試験合否判定
	10～ 11月	4～ 5月	博士論文予備審査会	審査, 結果報告	予備審査合否判定
	1月	7月	博士論文等提出		博士論文受理 審査委員会編成
	1～ 2月	7～ 8月	博士論文本審査会(公開)及び最終試験 (博士論文(最終データ)提出) 修了要件単位修得	審査, 結果報告	審査委員会合否判定 教授会最終合否判定
3月	9月	課程修了・学位取得			

付属資料5

学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準について

(修士学位授与の判定基準)

- 第1 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院(以下「本研究院」という。)
- は、次に掲げる判定基準に基づいて修士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、修士の学位を授与する。
- (1) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、当該研究領域における研究能力及び高度な専門的能力を身に付け、かつ、幅広い教養と総合的な判断力を有していること。
 - (2) 第2に規定する評価基準に基づき修士学位論文を評価するとともに、当該研究領域の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

(修士学位論文の評価基準)

- 第2 本研究院は、次に掲げる評価基準に基づいて修士学位論文を審査する。
- (1) 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
 - (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
 - (3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
 - (4) 設定した研究テーマについて、適切な研究方法、調査・実験方法、又は論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
 - (5) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

(博士学位授与の判定基準)

- 第3 本研究院は、次に掲げる判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士の学位を授与する。
- (1) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、国際的な視野に立った学際的な学識を備え、当該研究領域における研究を自立して実践できる能力及び高度な専門的能力を有していること。
 - (2) 第4に規定する評価基準に基づき博士学位論文を評価するとともに、当該研究領域の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

(博士学位論文の評価基準)

- 第4 本研究院は、次に掲げる評価基準に基づいて博士学位論文を審査する。

- (1) 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身に付けているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が十分かつ適切であり，結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており，論理的に明確な結論が導かれているか。
- (4) 設定した研究テーマについて，適切な研究方法，調査・実験方法，又は論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地に加え，国際的な学術水準及び学際的観点から見て，独自の価値を有するものとなっているか。

(その他)

第5 修士学位論文及び博士学位論文の提出手続等については，別に定める。

付属資料6-1

○広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日規則第 98 号 平成 28 年 9 月 21 日規則第 197 号
平成 29 年 3 月 31 日規則第 63 号 平成 30 年 5 月 10 日規則第 64 号
平成 30 年 4 月 1 日規則第 80 号 平成 31 年 3 月 4 日規則第 15 号
令和元年 10 月 1 日規則第 204 号 令和 2 年 4 月 1 日規則第 110 号
令和 3 年 1 月 26 日規則第 4 号 令和 3 年 6 月 4 日規則第 34 号

広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動に係る不正行為 次に掲げる行為をいう。

イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造(存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)、改ざん(研究資料等・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)又は盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)

ロ イに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追実験又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)

(2) 研究者等 本学において研究活動に携わる本学の職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(3) 部局等 学部、研究科、附置研究所、病院、図書館、教育本部、全国共同利用施設、中国・四国地区国立大学共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、総合戦略室、グローバル化推進室、基金室、監査室、理事室、東広島地区運営支援部及び霞地区運営支援部をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、広島大学における科学者の行動規範(平成 19 年 3 月 13 日教育研究評議会・役員会承認)を遵守して研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、研修、授業科目その他の方法による研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を受講しなければならない。

3 研究倫理教育に関し必要な事項は、理事(学術・社会連携担当)(以下「理事」という。)が定める。

4 研究者等は、研究活動の正当性を証明する手段を確保するとともに、第三者による研究活動の検証を可能とするため、研究活動に係る資料(文書、数値データ、画像等をいう。)及び試料(実験試料、標本等をいう。)並びに装置その他研究成果の発表に至る一連の研究活動で作成したもの又は使用したもの(以下「研究資料等」という。)を適切に保存及び管理するものとする。

5 研究資料等の保存に関し必要な事項は、理事が定める。

(学長の責務)

第 4 条 学長は、本学における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し最終的な責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(総括責任者)

第5条 本学に、研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し本学全体を総括する実質的な権限及び責任を有する者として総括責任者を置き、理事をもって充てる。

(研究倫理教育及び啓発活動)

第6条 総括責任者は、第8条に規定する研究倫理教育責任者と協力し、研究倫理教育及び啓発活動を実施するものとする。

(部局等の長の責務)

第7条 部局等の長は、当該部局等における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第8条 部局等に、部局等における研究倫理教育に関し実質的な権限及び責任を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局等における研究倫理教育を推進するものとし、当該部局等に配属又は所属する研究者等に研究倫理教育を受講させなければならない。

(推進室の設置)

第9条 本学に、研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため、広島大学研究不正防止対策推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(告発の要件)

第10条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者は、本学に対し、告発を行うことができる。

(告発窓口)

第11条 研究活動に係る不正行為に関する告発を受け付け、及び研究活動に係る不正行為に関する相談に応じるため、学術・社会連携室学術・社会連携部支援グループ及び本学が委任した学外の法律事務所に告発窓口を置く。

(告発等の方法)

第12条 告発及び相談の方法は、書面、FAX、電子メール、電話又は面談とする。

2 告発を受け付け、又は相談に応じるときは、書面、FAX、電子メール又は電話による場合にあつては告発又は相談の内容を告発窓口の職員以外の者が同時又は事後に見聞できないような措置を講ずる、面談による場合にあつては個室において実施するなど、適切な方法で実施しなければならない。

(告発の受付)

第13条 告発は、原則として、氏名を明らかにして行うものとし、研究活動に係る不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等(以下「被告発者」という。)の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、匿名による告発であっても、告発の内容に相当の信用性があると思われる場合又は総括責任者が必要と認める場合は、受け付けることができる。

3 氏名を明らかにして告発をした者は、その後の手続において、被告発者及び告発の内容に関わる者に対して氏名を秘匿することを希望することができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び総括責任者に報告するものとする。

5 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、告発した者(匿名により告発した者を除く。以下「告発者」という。)に告発を受け付けた旨を通知するものとする。

6 総括責任者は、第4項の報告を受けたときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長に告発の内容を通知するものとする。

- 7 報道機関，研究者コミュニティ又はインターネットその他告発又は相談によらない方法により，研究活動に係る不正行為の疑いが指摘された場合(被告発者の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする科学的・合理的理由が示されている場合に限る。)は，総括責任者は，これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第 14 条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者であって，告発の是非又は手続について疑問がある者は，告発窓口相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは，告発窓口は，その内容を確認し，相当の理由があると認めるときは，相談した者(以下「相談者」という。)に告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 告発窓口は，研究活動に係る不正行為が行われようとしている，又は研究活動に係る不正行為を求められている旨の相談に応じたときは，学長及び総括責任者に報告するものとする。
- 4 学長又は総括責任者は，前項の報告を受けたときは，その内容を確認し，必要があると認めるときは，相談の内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第 15 条 告発窓口の職員は，告発を受け付け，又は相談に応じるに当たっては，告発者(匿名により告発した者を含む。以下この項において同じ。)又は相談者の秘密の遵守その他告発者又は相談者の保護を徹底しなければならない。

(悪意に基づく告発)

第 16 条 何人も，悪意に基づく告発(被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等，専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者の配属又は所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

- 2 本学は，悪意に基づく告発であったことを認定した場合は，当該告発者の氏名及び配属又は所属その他必要な事項の公表，懲戒処分，刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 学長は，前項の措置を講じたときは，告発された事案に係る研究活動に使用した競争的資金その他の経費(以下「研究費」という。)を本学に配分又は措置した機関(以下「資金配分機関」という。)及び当該研究活動に係る不正行為への対応等に関するガイドライン等を定める機関(第 51 条を除き，以下「関係機関」という。)に措置の内容を通知する。

(予備調査の実施)

第 17 条 総括責任者は，第 13 条第 4 項の報告を受けた場合であって，告発された事案について予備調査が必要と認めるとき，又はその他の理由により予備調査が必要と認めるときは，速やかに被告発者の配属又は所属する部局等の長に予備調査会の設置を指示するものとする。

- 2 前項の場合において，告発された事案が，既に取り下げられた論文等に対してなされたものである場合は，論文等の取り下げに至った経緯及び事情並びに研究活動に係る不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し，予備調査の必要性を判断するものとする。
- 3 予備調査は，告発された研究活動に係る不正行為が行われた可能性，告発の際に示された科学的・合理的理由の論理性，第 20 条から第 29 条に規定する本調査における当該事案の調査可能性その他必要と認める事項について行う。

(予備調査会)

第 18 条 予備調査会は，部局等の長が指名する者 3 名以上により組織するものとし，告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2 予備調査会は、必要に応じて被告発者その他の関係者に対して、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行うことができる。

3 予備調査会は、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他第 20 条から第 29 条に規定する本調査の証拠となり得る資料及び関係書類を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の結果の報告)

第 19 条 部局等の長は、予備調査会の設置の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。
(本調査)

第 20 条 学長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、直ちに大学としての調査(以下「本調査」という。)を実施するかどうかを決定しなければならない。

2 学長は、本調査を実施することを決定したときは、不正行為調査委員会「(以下「調査委員会」という。))を設置する。

3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者にその旨を通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。

4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、資金配分機関及び関係機関に、本調査を実施する旨を報告するものとする。

5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由を付して告発者に通知するものとする。

6 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、予備調査に係る資料を保存するものとする。この場合において、告発者又は資金配分機関から資料の開示を求められたときは、これに応じるものとする。

(調査委員会)

第 21 条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長 1 人

(2) 告発された事案に係る研究活動の研究分野の専門的知識を有する者若干人

(3) 法律の知識を有する者若干人

(4) その他学長が必要と認めた者若干人

2 委員の過半数は、学外者でなければならない。

3 委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 委員は、学長が任命又は委嘱する。

5 調査委員会に委員長を置き、第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

第 22 条 総括責任者は、第 20 条第 2 項の規定により調査委員会が設置されるときは、調査委員会の委員に任命又は委嘱される予定の者(以下「委員予定者」という。)の氏名及び配属又は所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は、委員予定者に異議のあるときは、前項の通知を受けた日から起算して 7 日以内に総括責任者に対して、書面により異議申立てをすることができる。

3 総括責任者は、前項の異議申立てがあったときは、異議申立てに係る審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

4 審査会は、総括責任者が指名する者 3 名以上により組織するものとし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 学長は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、委員予定者を変更するものとする。

6 総括責任者は、前項の規定により委員予定者が変更されるときは、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第23条 調査委員会は、第20条第1項の規定により本調査を実施することが決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。ただし、30日以内に本調査を開始することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

第24条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究(以下「関連する研究活動」という。)を本調査の対象とすることができる。

2 調査委員会は、次に掲げる方法により本調査を行う。

(1) 告発者、被告発者その他関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取

(2) 証拠資料等(告発された事案に係る研究活動(関連する研究活動を含む。以下同じ。)の研究資料等その他本調査の証拠となる資料及び関係書類をいう。以下同じ。)の調査

(3) その他本調査に合理的に必要な調査

3 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、被告発者及び本調査の過程において告発された事案に関与した、又は責任を有する可能性がある者と判明した者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査対象者は、調査が円滑に実施できるよう本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第25条 調査委員会は、証拠資料等を保全する措置を講ずるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関に証拠資料等を保全する措置を講ずるよう依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項に定める場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

4 委員長は、第1項の措置を講ずる場合は、必要最小限の範囲及び期間とし、事前に関係する部局等の長の承諾を得るものとする。

5 調査委員会が保全された証拠資料等の調査を行うときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長が指名する教員2人が立ち会うものとする。ただし、調査委員会が教員の立会いは必要ないと判断するときは、この限りでない。

(再実験等)

第26条 調査委員会は、被告発者に、再実験その他の方法(以下「再実験等」という。)によって告発された事案に係る研究活動の再現性を示すことを求めることができる。

2 被告発者から再実験等の申出があった場合であって、調査委員会が必要と認めるときは、調査委員会が合理的に必要なと判断する範囲内において、再実験等の機会を保障するものとする。

3 再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下で行う。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 本調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、告発された事案に係る研究活動が科学的に適切な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等が科学的に適切な方法及び手続に基づき適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第28条 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発された事案に係る研究活動の公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の実施に必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

第29条 学長は、本調査が終了する前に、資金配分機関から要請があった場合は、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(認定)

第 30 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査の結果をまとめ、告発された事案に係る研究活動において研究活動に係る不正行為が行われたか否かの認定を行う。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第 31 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、研究活動に係る不正行為に関与した者とその関与の度合、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定する。

第 32 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定する場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

第 33 条 調査委員会は、第 30 条第 1 項、第 31 条又は前条第 1 項の認定を行ったときは、本調査の結果及び認定の内容を直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、告発された事案に係る研究活動の資金配分機関及び関係機関に本調査の結果及び認定の内容を報告するものとする。

3 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、不正行為認定者(不正行為を行ったと認定された被告発者及び被告発者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された者をいう。以下同じ。)及び不正行為認定者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、不正行為認定者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

4 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合(告発が悪意に基づくものであると認定された場合を含む。)は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、被告発者及び被告発者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、告発者又は被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

(認定の方法)

第 34 条 調査委員会は、本調査によって得られた物的・科学的証拠、調査対象者の証言、被告発者の自認その他の証拠を総合的に判断して認定を行うものとする。この場合において、被告発者の自認を唯一の証拠として研究活動に係る不正行為が行われたと認定することはできない。

(不服申立て)

第 35 条 不正行為認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、第 33 条第 3 項又は第 4 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、学長に対して、不服申立てをすることができる。

2 同一の理由による不服申立ては、繰り返してすることはできない。

3 学長は、不正行為認定者による不服申立てを受理したときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関にその旨を報告する。

4 総括責任者は、不正行為認定者による不服申立てがあったときは、告発者にその旨を通知する。

5 総括責任者は、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てがあったときは、告発者の配属又は所属する部局等の長及び被告発者にその旨を通知する。この場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

第 36 条 不服申立ての審査は、当該不服申立てに係る認定を行った調査委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、新たに専門性を要する判断が必要となると認める場合は、委員を交代し、若しくは追加し(次項において「変更」という。)、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。

3 前項の規定により調査委員会の委員を変更するときは、第21条第1項から第4項までの規定に準じて変更するものとする。

第37条 調査委員会(前条第2項の規定により調査委員会に代わり審査する者を含む。以下同じ。)は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。

2 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不服申立てを行った者(以下「不服申立人」という。)に通知する。この場合において、不服申立てが事案の引延ばし又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて不服申立人に通知するものとする。

3 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不正行為認定者による不服申立ての場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立ての場合にあっては、被告発者に通知する。

4 学長は、第1項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に不服申立てを却下する旨を報告する。

第38条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査を行う旨を報告する。

第39条 総括責任者は、再調査を実施する旨を不服申立人に通知する。

2 総括責任者は、再調査を実施する旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

第40条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、不服申立人に本調査の結果及び認定の内容を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求めるとともに、再調査への協力を求めるものとする。

2 調査委員会は、不服申立人が前項の求めに応じないときは、再調査を行わない決定をすることができる。

3 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査行わない旨を報告するものとする。

5 総括責任者は、再調査を行わない旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

(再調査)

第41条 調査委員会は、再調査(不正行為認定者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して50日以内に本調査の結果及び認定の内容を覆すか否かを決定する。

2 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。

4 総括責任者は、不服申立人、告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に、再調査の結果を通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

5 調査委員会は、再調査に係る決定を50日以内に行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第42条 調査委員会は、再調査(悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して、30日以内に再調査の結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。

3 総括責任者は、不服申立人、被告発者、不服申立人の配属又は所属する部局等の長に再調査の結果を通知するものとする。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知する。

(調査の結果の公表)

第43条 学長は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果、認定の内容その他必要な事項を公表するものとする。

2 研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査の結果その他当該事案に関する内容は公表しない。ただし、当該事案が既に公になっている場合又は論文等に過失による誤りがある場合は、本調査の結果その他必要な事項を公表するものとする。

3 前2項及び第16条第2項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査中における一時的措置)

第44条 学長は、本調査を実施することを決定したときから本調査の結果及び認定の内容の報告を受けるまでの間、被告発者に対して、告発された事案に係る研究費の一時的な支出停止その他必要な措置を講ずることができる。

2 学長は、資金配分機関から被告発者の研究費の支出停止等を命ぜられたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第45条 学長及び部局等の長は、研究活動に係る不正行為と認定された研究活動に係る論文等の取下げ、研究費の使用停止その他の措置を勧告することができる。

(是正措置等)

第46条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、学長に対し、必要に応じて再発防止措置、環境整備措置その他必要な是正措置(以下「是正措置等」という。)を講ずることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、不正行為認定者が配属又は所属する部局等の長に対し、是正措置等を講ずることを指示するとともに、必要に応じて、本学全体における是正措置等を講ずるものとする。

3 学長は、第1項の勧告に基づき、是正措置等を講じたときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に報告するものとする。

(処分)

第47条 本学は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、被認定者に対し、本学の規則等により懲戒処分等を行うことができる。

2 本学は、前項の処分を行ったときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に処分の内容を通知する。

(秘密保護義務)

第 48 条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。研究活動に係る不正行為に関する業務に携わらなくなった後も、同様とする。

2 研究活動に係る不正行為に関する調査に関わる全ての者は、調査に関わる過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

3 学長及び総括責任者は、告発者若しくは被告発者の氏名その他の情報、告発内容、調査内容又は調査経過が、調査の結果を公表する前に漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

4 学長又は総括責任者は、告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了承を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了承は不要とする。

5 学長、総括責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう、配慮しなければならない。

(告発者及び相談者の保護)

第 49 条 部局等の長は、告発又は相談したことを理由として告発者又は相談者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発を又は相談したことを理由として、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 本学は、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(被告発者の保護)

第 50 条 本学に所属する全ての者は、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

3 学長は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分等その他不利益な措置を行ってはならない。

(関係機関との連絡協議)

第 51 条 総括責任者は、必要に応じて、学内外の関係機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(事務)

第 52 条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する事務は、部局等の協力を得て、学術・社会連携室学術・社会連携部支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 53 条 この規則に定めるもののほか、研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 8 号)は廃止する。

3 平成 26 年度以前に配分又は措置された研究費により実施する研究活動に対する告発に係る調査については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 98 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 21 日規則第 197 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則の規定は、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 10 日規則第 64 号)

この規則は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 80 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 4 日規則第 15 号)

この規則は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日規則第 204 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 110 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 26 日規則第 4 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 4 日規則第 34 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

付属資料 6 - 2

○広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則

(平成 27 年 6 月 17 日理事(研究担当)決裁)

改正 平成 28 年 2 月 18 日 一部改正 平成 28 年 5 月 31 日 一部改正
平成 29 年 2 月 7 日 一部改正 令和元年 5 月 1 日 一部改正
令和元年 7 月 18 日 一部改正 令和 2 年 3 月 13 日 一部改正
令和 2 年 6 月 26 日 一部改正

広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則
(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「規則」という。)第 3 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る研究倫理教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。
(教員の研究倫理教育)

第 3 条 研究者等(教員に限る。)は、次の各号のいずれかの研究倫理教育を受講しなければならない。

- (1) 一般財団法人公正研究推進協会「APRIN e-learning」による e-learning プログラム
 - (2) 独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラム
 - (3) 総括責任者が作成する研究倫理教育に関する e-learning プログラム
 - (4) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(当該研修会、講習会等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。以下同じ。)
- 2 研究倫理教育責任者は、前項第 1 号に定める e-learning プログラムの受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め、当該受講範囲を総括責任者に報告する。
- 3 総括責任者及び研究倫理教育責任者は、研究者等(教員に限る。)に、第 1 項第 4 号の研修会、講習会等以外の研究倫理教育に関する研修会、講習会等(以下「研修会等」という。)を受講させるよう努めるものとする。
- 4 総括責任者又は研究倫理教育責任者が研修会等が第 1 項各号に定める研究倫理教育の全部又は一部に相当すると判断する場合は、当該研修会等の受講を研究倫理教育の全部又は一部の受講とみなすことができる。

(受講の時期)

第 4 条 研究者等(教員に限る。)は、研究倫理教育を定期的受講しなければならない。この場合において、今回の受講の時期は、研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(学生の研究倫理教育)

第 5 条 次の各号に掲げる研究者等は、当該各号に掲げる研究倫理教育の標準プログラムを受講しなければならない。

- (1) 大学院生 研究倫理教育(大学院生 Basic)及び研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))
 - (2) 学部生 研究倫理教育(学部生)
- 2 大学院生が、研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むと認める大学院教育課程の研究倫理教育に関する授業科目を履修した場合は、当該授業科目の履修をもって研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。

(職員の研究倫理教育)

第 6 条 研究者等(教員を除く職員に限る。)が受講する研究倫理教育については第 3 条の規定を、受講の時期については第 4 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(研究者等以外の職員の研究倫理教育)

第7条 研究倫理教育責任者が必要と認めた場合は、当該部局等に所属する研究者等以外の職員に研究倫理教育を受講させることができる。

2 研究者等以外の職員が受講する研究倫理教育については第3条の規定を、受講の時期については第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(受講届等の提出)

第8条 研究倫理教育又は研修会等を受講した研究者等及び研究者等以外の職員は、受講届(別記様式第1号)を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。ただし、他の方法により受講の確認ができる場合は、この限りでない。

2 研究者等(学生に限る。)が研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))、研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))又は研究倫理教育(学部生)を受講したときは、当該研究者等の指導教員は、研究倫理教育受講修了証(別記様式第2号)を作成し、研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

(受講手続等)

第9条 研究倫理教育責任者は、第3条第1項各号に定める研究倫理教育の受講に係る手続並びに研究者等及び研究者等以外の職員の研究倫理教育又は研修会等の受講状況の管理に必要な業務を行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は、広島大学研究不正防止対策推進室において定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この細則の適用の際現に研究者等が受講している研究倫理教育(第3条第1項又は第5条に相当すると研究倫理教育責任者が認めるものに限る。)は、この細則の規定により受講しているものとみなす。
- 3 令和2年3月31日以前に研究倫理教育を受講した者の次回の受講の時期は、第4条(第6条及び第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究倫理教育を受講した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

附 則(平成28年2月18日 一部改正)

この細則は、平成28年2月18日から施行し、この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月31日 一部改正)

この細則は、平成28年5月31日から施行する。

附 則(平成29年2月7日 一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日 一部改正)

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年7月18日 一部改正)

この細則は、令和元年7月18日から施行する。

附 則(令和2年3月13日 一部改正)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月26日 一部改正)

- 1 この細則は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則附則第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付属資料 6 - 3

(平成 27 年 6 月 17 日 理事(研究担当) 決裁)

改正 平成 28 年 2 月 18 日 一部改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用)

平成 28 年 5 月 31 日 一部改正、平成 28 年 8 月 17 日一部改正

平成 29 年 2 月 7 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日適用)

平成 30 年 5 月 31 日 一部改正、令和元年 5 月 1 日 一部改正

令和元年 12 月 9 日 一部改正 (令和元年 10 月 1 日適用)

令和 2 年 3 月 13 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日適用)

令和 2 年 6 月 26 日 一部改正 (※3 については令和 2 年 4 月 1 日適用)

広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について

1. 教材と教材の利用範囲、教材の利用の手続き・受講管理に必要な業務等について

区分		教材と教材の利用範囲	受講の時期	教材利用の手続き・受講管理に必要な実務上の業務担当
研究者等 (※1)	教員	1. 左の者に対する受講モデル (別紙 1①～③) 2. 教材の利用範囲に関して研究倫理教育責任者 (部局等の長) が定める主な事項 ア) 細則第 3 条第 1 項第 1 号の e-learning プログラムについて、その受講範囲 イ) 左の者が、他機関等で研究倫理教育を受講している場合、受講状況を確認し、当該者が利用する教材の範囲 ウ) 細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等が、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当するか否かの質的観点からの決定	研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日まで (※3)	各部局等担当者 (別紙 1④の教材利用の手続きを除く)
	学生 (※2)		—	
	一般職員		研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日まで (※3)	
	一般職員以外の職員			
研究者等 以外	一般職員			
	一般職員以外の職員			

※1 研究者等：本学において研究活動に携わる本学の職員、学生、本学の施設設備を利用して研究活動を行う者。(附属学校教員で科研費等の申請をする者を含む。)

※2 原則として、本学の大学院課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理教育の対象者とする。これ以外の者は、研究倫理教育責任者の判断により実施する。

※3 令和 2 年 3 月 31 日以前に研究倫理教育を受講した者については、研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで

別紙 1

① 教員（細則第 3 条関係）

(1) APRIN の e-learning プログラム

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）』	「研究活動における不正行為」 「盗用（人文系）」 「共同研究」 「ピア・レビュー（人文系）」 「公的研究費の取扱い」	基本的に左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じて対象としない単元をオミットし決定する。（部局等内で受講範囲が異なることがある。） また、これら以外の領域の単元を必須に加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「理工学分野における利益相反」 「責任あるオーサーシップ」 「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」 「理工学分野における共同研究」 「研究者の社会的責任と告発」 「環境倫理：工学研究の環境的側面と社会的側面」 「メンターとアドバイザー」 「人を対象とした研究ダイジェスト」 「動物実験の基礎知識」 「公的研究費の取扱い」	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「共同研究のルール」 「利益相反」 「オーサーシップ」 「盗用（生命医科学系）」 「社会への情報発信」 「ピア・レビュー（生命医科学系）」 「メンタリング」 「公的研究費の取扱い」	

- (2) 日本学術振興会の e-learning プログラム
- (3) 総括責任者が作成する研究倫理教育に関する e-learning プログラム
- (4) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等（これらの研修会、講習会等を撮影した映像や配布資料等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。）
- (5) 細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等については、受講に努めることとするが、そのうち、研究倫理教育責任者が質的に細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当すると判断した場合は、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部の受講とみなすことができる。（例：複数回連続の研究倫理研修会を受講し、修了証や受講証が発行された場合など）

② 学生（細則第 5 条関係）

(1) 研究倫理教育の標準プログラム

区分	目的	実施時期	実施期限	内容	実施単位	備考	
大学院生	研究倫理教育 (大学院生 Basic)	研究者として身に付けるべき基本的な研究倫理の素養を習得する。	入学(研究室配属)時 (M1 または D1)	5 月末まで	大学院生向け研究倫理講習を収録した映像を用いた講義形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応も可)	専攻単位を基本とする	カードリーダー等による受講確認
	研究倫理教育 (大学院生 Advanced (M),(D))	学位論文を作成するにあたって必要な事項を確認し、学位論文の倫理的担保を図る。	学位論文作成開始前 (学位論文作成年次 M,D)	10 月末まで	日本学術振興会のテキストの論文執筆に関する事項及び本学の不正事例等に関する資料を用いた討論形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応も可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出
学部生	研究倫理教育 (学部生)	卒業論文を作成するにあたって基本的な事項を習得し、卒業論文の倫理的担保を図る。	卒論作成開始前 (卒業論文作成年次)	10 月末まで	「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンス (日本学術振興会の e-learning 対応も可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出

(7) 研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の日本学術振興会のテキスト「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」の受講範囲は、SectionIV「研究成果を発表する」とする。

(4) 研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）において使用する本学の不正事例・処分・影響に関する資料については、(7)と併せて用いるものとする。

(ウ) 研究倫理教育（大学院生 Basic、Advanced(M),(D)）を APRIN の e-learning により受講する場合の受講範囲は次のとおりとする。

研究倫理教育（大学院生 Basic）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「責任あるオーサーシップ」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「オーサーシップ」 「盗用（生命医科学系）」	

研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「責任あるオーサーシップ」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「オーサーシップ」 （「盗用（生命医科学系）」は引用、要約、言い換えなどを含むことから受講することが望ましい。）	

- (エ) 研究倫理教育(学部生)の「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンスに代えて受講する日本学術振興会の e-learning は、「研究倫理 e ラーニングコース」とする。
- (オ) 卒業論文又は学位論文を課していない部局は、研究倫理教育(学部生)又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D))の実施の必要性を研究倫理教育責任者が判断する。
- (2) 本学大学院の教育課程において開講する研究倫理教育に関する授業科目
研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むものと判断する授業科目の履修は、研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。
- ③ 職員(研究活動に携わる者として学術・社会連携室 支援グループ、学術・社会連携室 企画グループ、学術・社会連携室 URA 部門、医療政策室 医療政策・医学系研究推進グループ、霞地区運営支援部 総務グループ(研究支援)、病院 総合医療研究推進センターに所属する職員)(細則第 6 条関係)
職員(上記以外の者で研究倫理教育責任者が必要と認めた者や受講を希望する者など)(細則第 7 条関係)
- ①教員を準用する。
- ④ ③の職員のうち一般職員の教材利用の手続きにおける APRIN の e-learning に設定した一般職員向け研究倫理教育の受講手続きは、学術・社会連携室 支援グループが行う。

なお、①教員及び③職員については、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」及び本学が作成した「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」は、原則として参考教材(副教材)として取り扱うものとする。

2. 受講届について（細則第8条第1項関係）

① 研究倫理教育を受講した者は、研究倫理教育責任者に受講届を提出する。

ただし、その受講が、e-learning や ID カードリーダーなど機械的に確認できるもの、修了証や受講証の写しの提出により確認ができるもの、授業科目の履修状況などにより確認ができるもの等、受講届以外の他の方法により確認できる場合は省略できる。

② 受講届の記載例は以下のとおり。

_____（以下、記載例）_____

別記様式第1号(第8条第1項関係)

令和元年4月1日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属 ○○学研究科○○講座

職 名 助教

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（自署・捺印）

（広大 I D） 87654321

（e-mail） abcde@hiroshima-u.ac.jp

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育，研修会，講習会等

講習会名、講演会の
名称

例1) ○○研究科主催FD「責任あるオーサーシップ研修会」

例2) ○○財団法人主催研修会「研究における不正行為防止セミナー 盗用（全3回）」

2. 受講年月日：令和元年4月1日

付属資料 6 - 4

○広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則

(平成 19 年 10 月 15 日規則第 167 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 103 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 102 号
平成 22 年 3 月 31 日規則第 51 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 85 号
平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号 平成 26 年 7 月 14 日規則第 62 号
平成 26 年 9 月 22 日規則第 88 号 平成 27 年 1 月 27 日規則第 2 号
平成 27 年 9 月 29 日規則第 119 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号
令和元年 5 月 1 日規則第 120 号 令和 3 年 1 月 26 日規則第 5 号
令和 3 年 7 月 28 日規則第 90 号

広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における研究費等の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「役職員等」とは、本学の役員及び職員、本学の施設・設備を利用して教育研究等に携わる者及び本学の学生(研究生その他本学において修学する者を含む。)をいう。

2 この規則において「研究費等」とは、本学が管理するすべての経費をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失により本来の用途以外の用途に研究費等を使用し、虚偽の請求に基づき研究費等を支出し、又は法令等に違反して研究費等を支出することをいう。

4 この規則において「部局等」とは、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「研究活動規則」という。)第 2 条第 3 号に規定する部局等をいう。

5 この規則において「コンプライアンス教育」とは、研究費等を使用する役職員等に研究費等の使用ルール、研究費等の使用に伴う責任及び不正使用に該当する行為等を理解させ、もって不正使用を未然に防止することを目的として、第 4 条第 1 項に規定する統括管理責任者又は第 5 条第 1 項に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する教育をいう。

6 この規則において「啓発活動」とは、役職員等に第 3 条第 2 項に規定する研究費等不正使用防止計画、内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案を含む。)及び不正発生要因等に関する検討と認識を共有し、不正使用の防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、第 4 条第 1 項に規定する統括管理責任者又は第 5 条第 1 項に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する活動をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関し最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本学における不正使用を防止するための基本方針及び計画として研究費等不正使用防止計画を策定及び周知するとともに、次条第 1 項に規定する統括管理責任者及び第 5 条第 1 項に規定するコンプライアンス推進責任者と連携し、研究費等の適正な運営及び管理並びに不正使用の防止等に必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、第 1 項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

4 最高管理責任者は、第 2 項の研究費等不正使用防止計画の策定に当たっては、役員会の議を経るものとする。

- 5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止等が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限及び責任を有する者として統括管理責任者を置き、理事(財務・総務担当)をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、研究費等不正使用防止計画に基づき、本学全体における不正使用を防止するための具体的な対策を実施し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、役職員等が不正使用を行った場合は、関係理事と連携して厳正に対処するものとする。
- 4 統括管理責任者は、第1項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて次条第1項に規定するコンプライアンス推進責任者に、次に掲げる事項の実施を指示するものとする。
 - (1) 部局等における不正使用を防止するための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 部局等の役職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を確認し、必要に応じて改善を指導すること。
 - (3) 部局等の役職員等に対し、定期的に啓発活動を実施すること。
 - (4) 部局等において、役職員等が研究費等を適正に使用しているか等の状況を確認し、必要に応じて改善を指導すること。

- 5 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動を計画的かつ継続的に実施するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等に、当該部局等における研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し実質的な権限及び責任を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動規則第8条第1項に規定する研究倫理教育責任者をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、当該部局等における研究費等の適正な運営及び管理並びに不正使用防止の実効性を確保するため、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(役職員等の責務)

第6条 役職員等は、研究費等を適正に使用及び管理しなければならない。

- 2 研究費等を使用する役職員等は、研究費等の使用に当たっての確認書(別記様式)を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 3 役職員等は、この規則及び配属又は所属する部局等(施設・設備を利用して教育研究等に携わる者にあつては当該施設・設備を設置する部局等)のコンプライアンス推進責任者の指導に従わなければならない。
- 4 研究費等を使用する役職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。
- 5 役職員等は、第9条第6項に規定する検証及び第10条第4項に規定する調査への協力要請があつた場合は、これに協力しなければならない。

(通報の要件)

第7条 本学において不正使用があることを疑うに足る事実を知った者は、最高管理責任者に対し、当該不正使用に関する通報を行うことができる。

(通報窓口)

第8条 不正使用に関する通報を受け付けるため、監査室及び本学が委任した学外の法律事務所に通報窓口を置く。

(通報の方法)

第9条 通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

- 2 通報は、原則として氏名を明らかにして行い、不正使用を行ったとする役職員等(以下「被通報者」という。)の氏名及び配属又は所属並びに不正使用の態様、内容及び不正とする合理的な理由を明示するものとする。
- 3 通報窓口以外に不正使用に関する通報があった場合は、当該通報を受けた者は、直ちにその旨を通報窓口に通知する。
- 4 通報窓口は、不正使用に関する通報又は前項に規定する通知を受け付けたときは、直ちに統括管理責任者に報告する。
- 5 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、第2項に規定する通報の要件の具備を確認の上、直ちに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 6 統括管理責任者は、第4項に規定する報告を受けたときは、当該通報に係る資料等の検証を行い、速やかに検証内容を最高管理責任者に報告する。

(調査)

第10条 最高管理責任者は、前条第6項に規定する報告を受けた場合で当該通報が合理性を有する内容のものであると認めるときは、前条第4項に規定する通報又は通知を受け付けた日から起算して30日以内に、調査を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に規定する決定をしたときは、その結果及び当該通報の内容を、直ちに研究費等配分機関(不正が行われた研究費等を本学に配分した機関をいう。以下同じ)の長に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法その他必要な事項について研究費等配分機関の長に報告し、協議するものとする。
- 4 統括管理責任者は、調査を行うことが決定されたときは、速やかに研究費等不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、当該調査を行うものとする。
- 5 統括管理責任者は、調査を行うことが決定されたときは、その旨を次に掲げる者に書面により通知するものとする。

(1) 通報者

(2) 被通報者

(3) 被通報者の配属又は所属する部局等の長(被通報者が現に役職員等でない場合は当該被通報者が通報に係る教育研究等を行った際に配属又は所属していた部局等の長、被通報者が現に部局等の長である場合は当該部局等の役職員等のうちから統括管理責任者が指名する者。次条及び第16条において同じ。)

(4) 被通報者の所属する機関の長(被通報者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。第16条において同じ。)

- 6 統括管理責任者は、調査を行わないことが決定されたときは、理由を付してその旨を通報者に書面により通知するものとする。

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被通報者の配属又は所属する部局等の長

(3) 被通報者の配属又は所属する部局等の職員若干人

(4) 被通報者の配属又は所属する部局等以外の職員若干人

(5) 弁護士その他学外の有識者のうちから統括管理責任者が指名する者若干人

(6) その他統括管理責任者が必要と認めた者

- 2 前項第3号から第6号までの委員は、統括管理責任者が委嘱する。

- 3 第1項第3号及び第4号の委員の委嘱は、当該部局等の長の推薦に基づくものとする。

- 4 通報者又は被通報者と利害関係を有する者は、委員になることはできない。

- 5 本学と利害関係を有する者は、第1項第5号の委員になることはできない。

- 6 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

第12条 調査は、通報に係る教育研究等に関する資料及び研究費等の検証並びに通報者、被通報者その他の関係者の証言の聴取により行うこととする。

(調査中における一時的執行停止)

第 13 条 調査委員会は、必要に応じて、被通報者に対し、次条に規定する認定がなされるまでの期間、研究費等の一部又は全部の使用停止を命ずることができる。

(調査委員会による認定)

第 14 条 調査委員会は、不正使用に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

2 調査委員会は、調査の過程で不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該部分が不正使用に該当する旨の認定を行うものとする。この場合において、引き続き残りの部分の調査を行うものとする。

3 前 2 項の認定に関しては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 不正使用の内容
- (2) 不正使用に関与した者及びその関与の度合い
- (3) 不正使用が行われた研究費等
- (4) 不正使用が行われた相当額

4 調査委員会は、認定を行うに当たっては、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、認定内容を基に、再発防止計画を策定するものとする。

(認定内容の報告)

第 15 条 統括管理責任者は、調査委員会が認定を行ったときは、当該認定の内容を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(認定内容の通知)

第 16 条 最高管理責任者は、前条に規定する報告を受けたときは、認定の内容を次に掲げる者に書面により通知するものとする。

- (1) 通報者
- (2) 被通報者(被通報者以外で不正使用に関与したものと認定された者を含む。以下同じ。)
- (3) 被通報者の配属又は所属する部局等の長
- (4) 被通報者の所属する機関の長
- (5) 研究費等配分機関の長

(不服申立て)

第 17 条 通報者及び被通報者は、認定の内容に不服があるときは、前条第 1 項に規定する通知の日の翌日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に不服申立てができるものとする。

(不服審査委員会)

第 18 条 最高管理責任者は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、その旨を通報者及び被通報者に書面により通知するものとする。

2 不服審査委員会は、最高管理責任者が指名した者若干人で組織する。

3 不服審査委員会は、速やかに調査委員会の認定の内容、関係資料を審査するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について審査し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第 19 条 最高管理責任者は、前条第 3 項に規定する報告により、再調査の必要があると認めるときは、速やかに調査委員会に対し再調査を命ずるとともに、その旨を第 16 条各号に掲げる者に書面により通知するものとする。

2 再調査については、第 12 条から第 16 条までの規定を準用する。

3 通報者及び被通報者は、再調査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(研究費等配分機関への報告)

第 20 条 最高管理責任者は、第 10 条第 1 項の規定により調査を行ったときは、第 9 条第 4 項に規定する通報又は通知を受け付けた日から起算して 210 日以内に、次に掲げる事項を記載した当該調査の最終報告書を作成し、研究費等配分機関の長に提出するものとする。

- (1) 調査の結果

- (2) 不正使用が発生した要因
 - (3) 不正使用に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況
 - (4) 再発防止計画
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、同項の期限内に調査が終了しない場合は、同項に規定する最終報告書の内容に準じた調査の中間報告を研究費等配分機関の長に提出するものとする。この場合において、調査が終了したときは、速やかに最終報告書を研究費等配分機関の長に提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査が終了する前に、研究費等配分機関から要請があった場合は、調査の進捗状況及びその時点における中間報告を研究費等配分機関の長に報告するものとする。
- (研究費等配分機関による調査への協力)

第 21 条 本学は、研究費等配分機関から不正使用に係る資料の提出又は閲覧、現地調査その他研究費等配分機関による調査への協力を求められたときは、これに応じるものとする。ただし、調査委員会による調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(通報者等の保護)

第 22 条 本学は、役職員等が通報をしたことを理由として、当該役職員等に対して、降格、減給、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。当該役職員等が退職した後も同様とする。

- 2 本学は、通報者及び被通報者並びに調査に対する協力その他の不正使用に関して正当な対応をした者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境等が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員会の委員、不服審査委員会の委員、通報窓口及び通報を受けた者以外の者が、通報者を特定できないように配慮しなければならない。
- 4 本学は、役職員等が通報をしたことを理由として、当該役職員等に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(通報の乱用禁止)

第 23 条 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報は、行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、不正の目的で通報を行った者に対し、当該通報者の氏名の公表、処分等必要な措置を講ずることがある。

(守秘義務)

第 24 条 通報窓口の職員、通報を受けた者、調査委員会の委員、不服審査委員会の委員その他の通報の処理に関する業務に携わる者は、不正使用に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(公表)

第 25 条 最高管理責任者は、不正使用に該当する旨の認定をした場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び配属又は所属
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 本学が行った措置の内容
 - (4) 調査委員会の委員の氏名及び配属又は所属
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、不正使用に関与した者の氏名及び配属又は所属その他公表しない合理的な理由があると認められる事項がある場合は、当該事項を公表しないことができる。

第 26 条 最高管理責任者は、不正使用に該当しない旨の認定をした場合は、原則として、通報に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該通報の内容が学内(通報の処理に関する業務に携わる者を除く。)又は学外に漏えいしていた場合は、不正使用に該当しない旨及びその他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に対する措置)

第 27 条 最高管理責任者は、不正使用に該当する旨の認定をした場合で、不正使用に関与した者の処分又は教育研究等の環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(研究費等の不正使用の防止に関する業務)

第 28 条 研究費等の不正使用の防止に関する業務については、研究活動規則第 9 条第 1 項に規定する広島大学研究不正防止対策推進室において行う。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、研究費等の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 103 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 102 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 85 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 14 日規則第 62 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日規則第 88 号)

1 この規則は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

2 広島大学研究費等不正使用防止計画推進室細則(平成 19 年 10 月 15 日理事(財務担当)決裁)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 1 月 27 日規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日規則第 119 号)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則第 28 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日規則第 120 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 26 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日規則第 90 号)

この規則は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。

付属資料 7

○広島大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 78 号)

改正	平成 17 年 3 月 31 日規則第 53 号	平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号
	平成 18 年 9 月 28 日規則第 116 号	平成 19 年 3 月 22 日規則第 54 号
	平成 20 年 3 月 28 日規則第 52 号	平成 21 年 3 月 31 日規則第 63 号
	平成 22 年 3 月 31 日規則第 73 号	平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号
	平成 24 年 3 月 30 日規則第 31 号	平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号
	平成 25 年 9 月 24 日規則第 82 号	平成 26 年 3 月 26 日規則第 15 号
	平成 26 年 12 月 24 日規則第 102 号	平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号
	平成 28 年 3 月 24 日規則第 40 号	平成 29 年 9 月 26 日規則第 128 号
	平成 30 年 3 月 27 日規則第 26 号	平成 31 年 1 月 24 日規則第 6 号
	平成 31 年 3 月 27 日規則第 34 号	令和元年 11 月 28 日規則第 181 号
	令和元年 12 月 24 日規則第 229 号	令和 2 年 3 月 24 日規則第 30 号
	令和 2 年 11 月 4 日規則第 213 号	令和 3 年 9 月 28 日規則第 106 号

広島大学職員就業規則

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 4 条)
第 2 章	任免
第 1 節	採用(第 5 条—第 9 条)
第 2 節	評価(第 10 条)
第 3 節	昇任(第 11 条)
第 4 節	異動(第 12 条・第 13 条)
第 5 節	休職(第 14 条—第 17 条)
第 6 節	退職(第 18 条—第 21 条)
第 7 節	降任, 解雇(第 22 条—第 24 条)
第 8 節	退職者の責務等(第 25 条—第 27 条)
第 3 章	給与(第 28 条)
第 4 章	服務(第 29 条—第 36 条の 2)
第 5 章	労働時間, 休日及び休暇等(第 37 条—第 41 条)
第 6 章	研修(第 42 条)
第 7 章	賞罰(第 43 条—第 47 条)
第 8 章	安全・衛生(第 48 条・第 49 条)
第 9 章	出張(第 50 条)
第 9 章の 2	テレワーク(第 50 条の 2)
第 10 章	福利・厚生(第 51 条・第 52 条)
第 11 章	災害補償(第 53 条)
第 12 章	退職手当(第 54 条)
第 13 章	規則の解釈等(第 55 条)
附則	

第 1 章 総則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 21 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。), 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)その他の法令の定めるところによる。
(定義等)

第2条 この規則において「職員」とは、大学に勤務するすべての者(次条各号に掲げる者を除く。)をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(適用範囲)

第3条 次の各号に掲げる者の就業に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に掲げる規則の定めるところによる。

(1) 生物生産学部附属練習船豊潮丸に乗船勤務する者 広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)

(2) 第20条の規定により再雇用する者 広島大学再雇用職員就業規則(平成16年4月1日規則第80号)

(3) 専門的業務又は特定分野の業務に専ら従事させるために期間を定めて雇用する者(労働契約法(平成19年法律第128号。以下「労契法」という。)第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定により読み替えられる者を含む。)を含む。) 広島大学契約職員就業規則(平成16年4月1日規則第101号)

(4) 臨時的若しくは季節的業務に従事させるために雇用する者又は大学の学生の身分を有する者(労契法第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者を含む。)(前号に掲げる者を除く。) 広島大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日規則第102号)

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考によるものとする。

2 職員の採用に関し必要な事項は、広島大学職員任免規則(平成16年4月1日規則第81号。以下「任免規則」という。)で定める。

(赴任)

第6条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う場合等やむを得ない事由があると大学が認めたときは、採用の日から1週間以内に赴任するものとする。

(配置)

第7条 職員の配置は、大学の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次に掲げる労働条件に係る事項を記載した文書を交付するとともに、その他法令の定める労働条件について口頭又は文書で明示する。

(1) 給与に関する事項(昇給の有無を含む。)

(2) 労働契約の期間に関する事項

(3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(6) 退職に関する事項

(7) 退職手当の有無

(8) 賞与の有無

2 前項に掲げる事項について変更がある場合は、その内容について口頭又は文書で明示する。

(試用期間)

第9条 新たに採用した職員の試用期間は、その採用の日から起算して6月間(教諭については1年間)とし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに本採用するものとする。ただし、大学が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、若しくは延長し、又は設けないことがある。

2 大学は、前項の試用期間において、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本採用せず、解雇する。

(1) 勤務成績が不良なとき。

(2) 心身に故障があるとき。

(3) その他職員としての適格性を欠くとき。

3 第23条第3項及び第24条の規定は、前項の規定に基づき試用期間中の者を解雇しようとする場合に準用する。ただし、試用期間が14日を経過していない者を解雇しようとする場合は除く。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

5 試用期間に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第2節 評価

(勤務成績の評定)

第10条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第11条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

2 昇任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第4節 異動

(異動)

第12条 大学は、業務の都合により、職員に配置換、併任又は在籍出向(以下「異動」という。)を命じることがある。

2 異動を命じられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)は、教育研究評議会の審査の結果を踏まえたものでなければ、その意に反して配置換又は在籍出向を命じられることはない。

3 配置換又は在籍出向を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。

4 第6条の規定は、配置換及び在籍出向を命じられた場合に、これを準用する。

5 配置換及び併任の取扱いに関し必要な事項は、任免規則で定める。

6 在籍出向に関し必要な事項は、広島大学職員出向規則(平成16年4月1日規則第84号)及び広島大学クロスアポイントメント制度に関する規則(平成27年3月24日規則第54号)で定める。

(転籍出向)

第13条 大学は、業務の都合により、職員に転籍出向を命じることがある。

2 前項の場合において、大学は、当該職員の同意を得なければならない。

第5節 休職

(休職)

第14条 職員(試用期間中の者を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の療養を要するとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (4) 学校、研究所、病院その他の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (5) 国又は特定独立行政法人の委託を受け、前号に規定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (6) 職員が研究成果の活用や経営参加等のため、営利企業その他の団体の職を兼ね、又はその営利企業等の事業に協力若しくは関与する必要がある、かつ、大学における職務に従事することができないと認められるとき。
- (7) 日本国が加盟している国際機関及び外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣するとき。
- (8) その他休職にすることが適当と認められるとき。

第15条 前条第1号に規定する事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1号に規定する事由により休職にされた職員が復職した日から1年を経過する日の翌日までの間に再び当該休職の事由とされた疾病と同一又は類似の疾病により休職にされるときは、3年を超えない範囲内(この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。)とし、当該復職前の休職の期間(その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。)を通算して5年を超えない範囲内とする。

3 前条第2号の事由による休職の期間は、原則としてその事件が裁判所に係属する間とする。

4 前条第3号から第8号までに規定する事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第15条の2 前2条に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、任免規則又は広島大学職員の国際機関等への派遣に関する規則(平成16年4月1日規則第85号)で定める。

(復職)

第16条 休職中に休職事由が消滅した職員は、速やかに復職させるものとする。ただし、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされた場合は、この限りでない。

2 休職の期間が満了した職員(第14条第1号の事由による休職者で、なお心身の故障が治ゆせず就業が困難なものを除く。)は、復職するものとする。

(休職中の者の身分等)

第17条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、休職にされたときの職位又は休職中に異動した職位を保有するものとする。

3 前項の規定は、当該職位を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

第6節 退職

(定年)

第18条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満65歳とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教員は、自らの意思により、満 63 歳又は満 64 歳を定年として選択し、届け出ることができるものとする。
- 3 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

(定年の特例)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、大学が特に必要と認める場合には、その職員(前条第 2 項の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続いて勤務させることができる。

- 2 大学は、前項の期限が到来する場合において、特に必要と認める場合には、2 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 5 年を超えることはできない。

(定年後の再雇用)

第 20 条 第 18 条の規定による退職者(同条第 1 項ただし書の適用を受ける職員を除く。)で、引き続き再雇用を希望するものについては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づき、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等の措置として、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用することができる。

(退職)

第 21 条 職員は、第 18 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て大学が承認したとき。
 - (2) 退職の申出をした日から起算して 14 日を経過したとき。
 - (3) 早期退職制度により退職を届け出て大学が承認したとき。
 - (4) 任期又は雇用期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了し、再任又は更新されなかったとき。
 - (5) 第 14 条第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに規定する事由により休職とした者について、その休職の期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき。
 - (6) 大学の役員に就任したとき。
 - (7) 大学の要請により第 3 条第 3 号に掲げる規則の適用を受けることとなったとき。
 - (8) 死亡したとき。
- 2 早期退職制度に関し必要な事項は、広島大学職員の早期退職に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 86 号)で定める。

第 7 節 降任、解雇

(降任)

第 22 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 組織の改廃など、経営上又は業務上やむを得ない事由によるとき。
- (4) 職員が降任を申し出たとき。
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

- 2 降任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇)

第 23 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇させることがある。

- (1) 削除
- (2) 第 44 条に規定する懲戒事由に該当するとき。

- (3) 勤務実績が著しく不良で、改善又は向上の見込みがなく、他の職務にも転換できないなど、職務を遂行できないとき。
 - (4) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (5) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由による事業活動の縮小により、剰員を生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
 - (6) 広島大学のテニユアトラック制に関する規則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 10 号)に基づき雇用され、テニユアトラック期間に労契法第 18 条の規定に基づき期間の定めのない労働契約への転換の申込みをしたにもかかわらず、テニユア審査の結果、テニユアを付与しなかったとき。
 - (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。
- 2 前項の規定による解雇を行う場合においては、30 日前までにその予告をするか、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金の 30 日分を支給するものとする。ただし、試用期間中の職員(14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合、所轄労働基準監督署の認定を受けて第 45 条第 1 号に定める懲戒解雇をする場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇をする場合は、この限りでない。
 - 3 前項本文に定める予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
 - 4 前 2 項の規定による解雇に際し、解雇を予告された職員が、解雇予告日から解雇日までの間において解雇理由を記載した文書の交付を請求した場合は、大学は遅滞なく解雇理由証明書を交付するものとする。
 - 5 解雇に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇制限)

第 24 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治ゆせず労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 分娩予定日から起算して 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内の期間、出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間及びその後 30 日間

第 8 節 退職者の責務等

(退職後の責務)

第 25 条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 退職し、又は解雇された者が、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務と密接な関係がある営利企業の役員に就く場合は、大学に申し出るものとする。

(借用物品の返還等)

第 26 条 職員が退職し、又は解雇された場合は、大学から借用している物品を速やかに返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。

(退職証明書の交付)

第 27 条 労基法第 22 条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与に関し必要な事項は、広島大学職員給与規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 88 号)、広島大学年俸制導入促進費対象職員給与規則(平成 26 年 3 月 26 日規則第 27 号)、広島大学年俸制(I)職員給与規則(令和元年 12 月 24 日規則第 233 号)及び広島大学年俸制(II)職員給与規則(令和 3 年 9 月 28 日規則第 114 号)で定める。

第 4 章 服務

(誠実勤務義務)

第 29 条 職員は、法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実に職務に従事しなければならない。

2 職員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第 30 条 職員は、関係法令を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 31 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 大学の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 大学の秩序及び規律を乱すこと。

(遵守事項)

第 32 条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。

(2) 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するときは、大学の許可を受けなければならない。

(3) 大学の情報資産の安全性及び信頼性を確保し、社会的信用の失墜を防がなければならない。

(4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

(6) 学校を代表してなす行為として、特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行ってはならない。

(7) 児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

(8) 学内で放送・宣伝・集会、文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為を行うときは、あらかじめ大学に届け出なければならない。ただし、学内の秩序・風紀を乱すおそれがある場合には、施設等の使用を認めないことがある。

(9) 大学の許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行ってはならない。

(兼業)

第 33 条 職員は、大学の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、広島大学職員兼業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 89 号)で定める。

(倫理)

第 34 条 職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、広島大学職員倫理規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 90 号)で定める。

(ハラスメントの防止)

第 35 条 職員は、ハラスメントをいかなる形でも行ってはならない。

2 ハラスメントの防止等に関しては、広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)の定めるところによる。

(知的所有権)

第 36 条 知的所有権に関しては、広島大学職務発明規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 112 号)の定めるところによる。

(公益通報)

第 36 条の 2 公益通報に関しては、広島大学における公益通報の取扱いに関する規則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 20 号)の定めるところによる。

第 5 章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第 37 条 職員の労働時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、広島大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 91 号)で定める。

(育児休業等)

第 38 条 子の養育を必要とする職員は、大学に申し出て育児休業又は育児部分休業を取得することができる。

2 育児休業及び育児部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員育児休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 92 号)で定める。

(介護休業等)

第 39 条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業を取得することができる。

2 介護休業及び介護部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員介護休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 93 号)で定める。

(大学院修学休業)

第 40 条 職員(教授、准教授、講師、助教、助手及び教頭を除く。)は、大学の許可を受けて、自らの資質の向上を図ることを目的として、大学院の課程等に在学しその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

2 大学院修学休業に関し必要な事項は、広島大学職員大学院修学休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 94 号)で定める。

(国際貢献活動休業)

第 40 条の 2 職員は、大学の許可を受けて、国際貢献に資することを目的として、外国における奉仕活動に参加するための休業(以下「国際貢献活動休業」という。)をすることができる。

2 国際貢献活動休業に関し必要な事項は、広島大学職員国際貢献活動休業規則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 62 号)で定める。

(配偶者同行休業)

第 40 条の 3 職員は、大学の承認を受けて、外国での勤務等の事由により外国に居住又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)をすることができる。

2 配偶者同行休業に関し必要な事項は、広島大学職員配偶者同行休業規則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 42 号)で定める。

(公民権行使の保障)

第 41 条 職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するために必要な時間を請求した場合においては、これを保障する。ただし、公民権行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

2 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補しようとするときは、あらかじめ、その旨を大学に届け出なければならない。

- 3 職員は、国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任しようとするときは、その旨を大学に届け出なければならない。

第6章 研修

(研修)

第42条 職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 職員の研修に関し必要な事項は、広島大学職員研修規則(平成16年4月1日規則第95号)で定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第43条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合は、これを表彰する。

- 2 職員の表彰に関し必要な事項は、広島大学職員表彰規則(平成16年4月1日規則第96号)で定める。

(懲戒)

第44条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をしたとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があつたとき。
- (5) 大学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (6) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) その他この規則により遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があつたとき。

(懲戒の種類)

第45条 職員の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 原則として予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願を提出するよう勧告し、これに従わない場合は懲戒解雇とする。
- (3) 懲戒休職 3月を超え6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 停職 11日以上3月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (5) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (6) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を上限として給与から減ずる。
- (7) 戒告 将来を戒める。

(退職し、又は解雇された職員の在職中の非違行為に対する措置)

第45条の2 職員が退職し、又は解雇された後において、その在職中に第44条の規定による懲戒の事由に該当する行為をしたことが判明したときは、当該退職又は解雇の日から1年以内に限り、当該行為について前条各号に定める懲戒に相当する量定を認定することができる。

第45条の3 前3条に定めるもののほか、職員の懲戒等に関し必要な事項は、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)で定める。

(訓告等)

第 46 条 第 45 条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書による訓告又は文書若しくは口頭による嚴重注意を行うことができる。

(自宅待機)

第 46 条の 2 大学は、次のいずれにも該当すると判断する場合は、大学による処分の決定又は処分の効力が発生するまでの間、職員に自宅待機を命じることができる。

(1) 職員の行為が第 45 条第 1 号から第 4 号までの懲戒に該当するとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 職員が出勤することにより、正常な業務の遂行に支障を来すとき、又は構成員へ与える影響が大きいとき。

(損害賠償)

第 47 条 職員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第 8 章 安全・衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第 48 条 大学は、職員の心身の健康増進及び危険防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員の安全・衛生管理に関しては、広島大学安全衛生管理規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 113 号)の定めるところによる。

(協力義務)

第 49 条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、大学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

第 9 章 出張

(出張)

第 50 条 職員は、大学が業務上必要があると認める場合に出張することができる。

2 職員の出張に関し必要な事項は、広島大学旅行規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 98 号)で定める。

第 9 章の 2 テレワーク

(テレワーク)

第 50 条の 2 職員は、大学が必要があると認める場合にテレワークをすることができる。

2 職員のテレワークに関し必要な事項は、広島大学テレワーク規則(令和 2 年 11 月 4 日規則第 218 号)で定める。

第 10 章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第 51 条 職員宿舍に関しては、広島大学職員宿舍規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 114 号)の定めるところによる。

(構内駐車場利用基準)

第 52 条 職員の構内駐車場の利用に関しては、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)の定めるところによる。

第 11 章 災害補償

(災害補償)

第53条 職員が業務上又は通勤途上において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進並びに職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによるもののほか、広島大学職員災害補償規則(平成16年4月1日規則第99号)で定める。

第12章 退職手当

(退職手当)

第54条 職員の退職手当に関し必要な事項は、広島大学職員退職手当規則(平成16年4月1日規則第100号)で定める。

第13章 規則の解釈等

(規則の解釈等)

第55条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 職員のうち用務員の定年については、第18条第1項本文の規定にかかわらず、当分の間、満63歳とする。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第49号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間に再雇用する者については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第3条及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日規則第116号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第54号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 教務職員の廃止の際現に教務員として在職する者であって、引き続き助教又は助手に配置換となったものの定年については、その者が教員でない職員としての定年を希望した場合は、その者を教員でない職員とみなして第18条の規定を適用する。

附 則(平成20年3月28日規則第52号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第63号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第73号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学職員就業規則第18条第1項の規定中「満65歳」とあるのは、昭和24年4月1日までに生まれた者にあつては「満64歳」と読み替えるものとする。

附 則(平成23年3月31日規則第22号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第31号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第11号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 24 日規則第 82 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条及び第 54 条の改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 102 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 40 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 54 条の規定は、平成 26 年 11 月 25 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 128 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 26 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 6 号)

1 この規則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日に現に広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の一部を改正する規則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 10 号)による改正前の広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の規定に基づき雇用されているテニユア・トラック教員については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 34 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 28 日規則第 181 号)

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日規則第 229 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規則第 30 号)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 3 月 31 日までにこの規則による改正前の広島大学職員就業規則第 14 条第 1 号に規定する事由により休職にされた職員が令和 2 年 4 月 1 日以後に復職する場合、当該復職した日から 1 年を経過する日の翌日までの間に再び当該休職の事由とされた疾病と同一又は類似の疾病により休職にされるときは、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、当該休職の期間と復職前の休職の期間は、通算しない。

附 則(令和 2 年 11 月 4 日規則第 213 号)

この規則は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 28 日規則第 106 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。



設置の趣旨・必要性

- 地球全体から地域コミュニティまでの多様な人類社会において、歴史や文化の異なる社会的課題に柔軟に対応するため、制度や技術を設計・開発・実装し、スマートソサイエティを実現する実践科学分野の人材養成
- スマートソサイエティ実践科学という新領域の形成による我が国の国際的プレゼンスの向上
- スマートソサイエティ実現のため、既存専門分野を超えた革新的で柔軟な教育課程の提供

養成する人材像

博士課程前期

修士（学術）

Society5.0 の国際展開の実現に向けて、他の研究領域と柔軟に融合・連携し、多様な問題を幅広い視野で認識できる基礎力を有し、それを解決できる専門力を併せ持つ**実践リーダー**

修了後の進路：博士課程後期進学者，国際機関や各国の政府機関，NGO，シンクタンク，総合商社，関連企業など

博士課程後期

博士（学術・工学・情報科学・農学・保健学・医科学・経済学）

Society5.0 の国際展開のための幅広い基礎力と高い学識に裏付けられた実践力・専門力を有する**実践リーダー**や異分野の研究者等と協働でスマートソサイエティ実践科学を創出・普及・牽引する**革新的研究者**

修了後の進路：研究者，起業家，国際機関や各国の政府機関の専門家，NGO，シンクタンク，総合商社や民間企業でマネジメント能力を発揮できる職など

スマートソサイエティ実践科学研究院の特色

- **4研究科の教員陣による学際的教育研究を実現する指導体制**
 - ▶ 専門領域の間の垣根をなくし、多領域の教員の協働による学生を主体とする学際的視点の教育・研究指導の実施
 - ▶ スマートソサイエティを実現する6つの横断的研究領域の設定
- **教育モジュールの導入による学習プロセスの弾力化**
 - ▶ 博士課程前期4モジュール/2年・博士課程後期3モジュール/3年
 - ▶ それぞれの強みや専門性を持った学生が、モジュール内の科目を体系的に組み合わせる学び、融合知と実践知を形成できる英語で完結する教育課程
- **知識と実践の融合知の創生**
 - ▶ 学際性と専門性を両立する学位
 - ▶ グローバルに活躍する産官学から、実務経験を有する指導者・機関の参画により、スマートソサイエティ実現のための融合知と実践知の創生

4研究科連係による卓越した教育

